

重点促進区域について

(1) 鹿児島市

設定なし

(2) 鹿屋市

① 鹿屋市田崎町字船塚, 宇水喰 (地図: 1 鹿屋市 重点促進区域図の「田崎工場適地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は26.62ha程度である。

本区域は田崎工場適地を含み、地域特性である食品関連産業の事業所等が立地し、大隅縦貫道笠之原インターチェンジから約7kmと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

本区域は、農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域には、令和4年度工場適地調査において、田崎町田崎工場適地に約16haが遊休地(未決定面積)として把握されており、遊休地を優先して活用する。

イ 関連計画における記載等

・ 鹿屋市都市計画マスタープランにおける記載

「製造業・物流業等の拠点として、鹿屋内陸工業団地や田崎工場適地への企業立地の誘導を図ります。」とされている。

・ 鹿屋農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む鹿屋原地区は、「海上自衛隊鹿屋航空基地の南側から星塚敬愛園及び鹿屋内陸工業団地を取り巻く広大な畑地帯と、主として高須川流域に広がる水田地帯からなっている。工業団地の周辺は、良好な交通利便や住環境が整っていることから、市内や近隣町からの人口流入現象が著しく、集落規模が急速に膨らんでいるが、畑についてはさつまいも・芝・茶・野菜等が栽培されており、今後は集落機能の発展と並行しつつ農用地の確保及び有効利用を図る。」とされている。

・ 鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

企業立地等については、「誘致企業への継続的支援に取り組むとともに、食品やスポーツ・健康関連など本市の特性を生かした産業の集積を行い、雇用機会の創出を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は田崎工場適地を含み、食品関連企業や有機化学工業製品製造企業等の一定の集積が見られる区域である。

各企業においては、地域資源の活用に向けた取組や商品開発等を行っており、また、良好なア

アクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、今後も地域経済牽引事業の振興・促進を図る上で重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

② 鹿屋市川西町字上牧, 字中牧, 字姥ヶ迫, 字札元, 字牛掛牧, 永野田町字姥ヶ迫, 字上牧, 字中牧, 字中尾, 字岩之上 (地図: 1 鹿屋市 重点促進区域図の「鹿屋内陸工業団地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は35.43ha程度である。

本区域は鹿屋内陸工業団地を含み、地域特性である食品関連産業、電子部品製造業、情報通信事業の事業所等が立地し、大隅縦貫道笠之原インターチェンジから約9kmと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- 鹿屋市都市計画マスタープランにおける記載

「製造業・物流業等の拠点として、鹿屋内陸工業団地や田崎工場適地への企業立地の誘導を図ります。」とされている。

- 鹿屋農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む鹿屋原地区は、「海上自衛隊鹿屋航空基地の南側から星塚敬愛園及び鹿屋内陸工業団地を取り巻く広大な畑地帯と、主として高須川流域に広がる水田地帯からなっている。工業団地の周辺は、良好な交通利便や住環境が整っていることから、市内や近隣町からの人口流入現象が著しく、集落規模が急速に膨らんでいるが、畑についてはさつまいも・芝・茶・野菜等が栽培されており、今後は集落機能の発展と並行しつつ農用地の確保及び有効利用を図る。」とされている。

- 鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

企業立地等については、「誘致企業への継続的支援に取り組むとともに、食品やスポーツ・健康関連など本市の特性を生かした産業の集積を行い、雇用機会の創出を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は鹿屋内陸工業団地を含み、食品関連企業、電子部品製造業、情報通信事業等の一定の集積が見られる区域である。

各企業においては、地域資源の活用に向けた取組や商品開発等を行っており、また、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、今後も地域経済牽引事業の振興・促進を図る上で重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1～89に記載する区域

③ 鹿屋市吾平町麓字中尾（地図：1 鹿屋市 重点促進区域図の「西原農工団地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は3.62ha程度である。

本区域は西原農工団地を含み、自動車部品等製造業の事業所が立地し、大隅縦貫道笠之原インターチェンジからも約10kmの場所にあり交通アクセスも良好で、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、約0.6haの遊休地（未決定面積）が把握されており、遊休地を優先して活用する。

イ 関連計画における記載等

・ 鹿屋市都市計画マスタープランにおける記載

「地域固有の豊かな自然や農山村環境、重みのある歴史文化を活かし、吾平地域の多彩な個性が表現されるまちづくりを目指します。」「新たな土地利用制度の導入等による、田園・里山集落にふさわしい土地利用の誘導を図ります。」とされている。

・ 鹿屋農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む吾平北西部地区は、「一級河川肝属川の支流である始良川西側から大始良川沿いに位置する地区である。畑については、西原台地が中心であり、ピーマン、さつまいも、飼料作物を中心として栽培されている。近年宅地化が進んでいることから、宅地との土地利用の調整を図りながら生産基盤の整備を実施し、畑かん事業の推進を図り農用地としての高度利用を図る。水田については、中用水路系と西用水路系を水系としているが、今後も水田の機能を維持増進しながら、優良農用地の確保を図る。」とされている。

・ 鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

企業立地等については、「誘致企業への継続的支援に取り組むとともに、食品やスポーツ・健康関連など本市の特性を生かした産業の集積を行い、雇用機会の創出を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は西原農工団地を含み、自動車等関連部品を製造している企業が立地している区域である。また、大隅縦貫道笠之原インターチェンジから比較的近く、良好なアクセスを有している場

所でもあり、今後、地域経済牽引事業の推進が期待される区域であるため、重点促進区域として設定する。

- エ 工場立地特例対象区域の設定
設定なし

④ 鹿屋市吾平町上名前鳥居（地図：1 鹿屋市 重点促進区域図の「前鳥居農工団地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は1.26ha程度である。

本区域は前鳥居農工団地を含み、自動車部品等製造業、食品関連産業の事業者が立地し、大隅縦貫道笠之原インターチェンジからも約13kmの場所にあり、良好なアクセスを有していることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 鹿屋市都市計画マスタープランにおける記載

「地域固有の豊かな自然や農山村環境、重みのある歴史文化を活かし、吾平地域の多彩な個性が表現されるまちづくりを目指します。」「新たな土地利用制度の導入等による、田園・里山集落にふさわしい土地利用の誘導を図ります。」とされている。

- ・ 鹿屋農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む吾平南部地区は、「一級河川肝属川の支流である始良川の西側と同じく黒羽子川の南側と苦野川の東側に挟まれた地区である。畑は、当地区で唯一の集団性を有する荷掛と黒羽子区域があり、ほ場整備事業により生産基盤の整備は完了しているので、今後は肝属中部地区畑地かんがい事業を推進して農用地としての高度利用を図る。水田については、山間に位置し、棚田や迫田が多くあるが、既に整備が完了している神野東、大川、永野牧区域が大部分の面積を占めていることから、今後も引き続き、農用地の高度利用を図っていく。」とされている。

- ・ 鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

企業立地等については、「誘致企業への継続的支援に取り組むとともに、食品やスポーツ・健康関連など本市の特性を生かした産業の集積を行い、雇用機会の創出を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は前鳥居農工団地を含み、自動車等関連部品製造業及び食品関連企業の事業所が立地している。また、大隅縦貫道笠之原インターチェンジから比較的近く、良好なアクセスを有してい

る場所でもあり、今後、地域経済牽引事業の推進が期待される区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定
設定なし

⑤ 鹿屋市輝北町上百引船泊段頭 (地図:1 鹿屋市 重点促進区域図の「山神工業団地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は0.82a程度である。

本区域は山神工業団地を含んでいる。現在、同団地内には太陽光発電設備が設置されているが市としても企業立地を積極的に推進している区域であり、地域経済牽引事業の振興・促進を図る上で重要な区域である。また、東九州自動車道野方インターチェンジからも約10kmの場所である。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 鹿屋市都市計画マスタープランにおける記載

「周辺環境と調和した田園・里山集落にふさわしい土地利用の誘導を図ります。」とされている。

- ・ 鹿屋農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む上百引地区は、「畑については、里芋、さつまいも等が主で、その他は肉用牛を中心とする飼料畑地帯である。農道等の基盤整備については、岳野区域で団体営事業により草地更新が行われているものの、他の区域では未整備の箇所が多いことから、農道等の整備と機械化体系の推進により、園芸と飼料作の振興を図る。水田についても、一部ほ場整備が実施されているものの、未整備の箇所が多いことから、基盤整備率の向上及び、機械化体系による省力化を図っていく。」とされている。

- ・ 鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

企業立地等については、「誘致企業への継続的支援に取り組むとともに、食品やスポーツ・健康関連など本市の特性を生かした産業の集積を行い、雇用機会の創出を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該工業団地内には、太陽光発電施設が設置されている区域であり、市としても企業立地を積極的に推進しているところである。

また、東九州自動車道野方インターチェンジから比較的近い場所でもあり、地域経済牽引事業

推進を図る上で重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

⑥ 鹿屋市田崎町一本松、下堀町八久保、新納堀（地図：1 鹿屋市 重点促進区域図の「田崎・下堀地区工業用地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は2.58ha程度である。

本区域は地域特性である食品関連産業等を誘致するため整備した、田崎・下堀地区工業用地を含む区域である。大隅縦貫道笠之原インターチェンジからも約7kmと交通インフラが充実した場所であり、市としても地域経済牽引事業を推進させたい区域であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- 鹿屋市都市計画マスタープランにおける記載

「製造業・物流業等の拠点として、鹿屋内陸工業団地や田崎工場適地への企業立地の誘導を図ります。」とされている。

- 鹿屋農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む鹿屋原地区は、「海上自衛隊鹿屋航空基地の南側から星塚敬愛園及び鹿屋内陸工業団地を取り巻く広大な畑地帯と、主として高須川流域に広がる水田地帯からなっている。工業団地の周辺は、良好な交通利便や住環境が整っていることから、市内や近隣町からの人口流入現象が著しく、集落規模が急速に膨らんでいるが、畑についてはさつまいも・芝・茶・野菜等が栽培されており、今後は集落機能の発展と並行しつつ農用地の確保及び有効利用を図る。」とされている。

- 鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

企業立地等については、「誘致企業への継続的支援に取り組むとともに、食品やスポーツ・健康関連など本市の特性を生かした産業の集積を行い、雇用機会の創出を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は地域特性である食品関連産業等を誘致するため整備した、田崎・下堀地区工業用地を含む区域である。また、大隅縦貫道笠之原インターチェンジも近い（工業団地から7km程度）など良好なアクセスを有しており、市としても地域経済牽引事業を推進させていきたい区域であるため、重点促進区域として設定する。

- エ 工場立地特例対象区域の設定
別紙3の90, 91に記載する区域

⑦ 鹿屋市吾平町, 上名八反田, 麓寒水口, 上山崎水流, 上名川手尻 (地図: 1 鹿屋市 重点促進区域図の「麓・上名地区」)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は4.03ha程度である。

本区域は金属用金型製造業者(自動車関連等)や筆記具製造業者等が立地する区域である。また、大隅縦貫道笠之原インターチェンジから約9kmの場所にあり、良好なアクセスを有するなど、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園, 特定植物群落, 生物多様性の観点から重要度の高い湿地, シギ・チドリ類渡来湿地, 国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

本区域は農用地区域, 市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- 鹿屋市都市計画マスタープランにおける記載

「地域固有の豊かな自然や農山村環境, 重みのある歴史文化を活かし, 吾平地域の多彩な個性が表現されるまちづくりを目指します。」「用途地域縁辺部では, 新たな土地利用規制・誘導策により, 無秩序な開発を抑制し, 秩序ある土地利用を図ります。」とされている。

- 鹿屋農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む吾平北東部地区は、「一級河川肝属川の支流である始良川の東側に展開する水田とその台地上にある畑地を有する地区である。畑については、肝属中部地区畑地かんがい事業の受益地であるので、優良畑として有効活用を図る。水田については、東用水路系200haの用水路の整備も県営かんがい排水事業で完了している。また、農作業の低コスト化を図るために大区画ほ場整備事業を実施しているので、水稻の裏作として飼料作物等の栽培等、水田の汎用利用を図る。」とされている。

- 鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

企業立地等については、「誘致企業への継続的支援に取り組むとともに、食品やスポーツ・健康関連など本市の特性を生かした産業の集積を行い、雇用機会の創出を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は金属用金型製造業者(自動車関連等)や筆記具製造業者等が立地する区域である。

また、大隅縦貫道笠之原インターチェンジから約9kmの場所にあり、良好なアクセスを有するなど、今後、地域経済牽引事業の推進を図る上で重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

- エ 工場立地特例対象区域の設定
設定なし

⑧ 鹿屋市串良町下小原東外戸口 (地図：1 鹿屋市 重点促進区域図の「下小原地区」)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は1.78ha程度である。

本区域は、近隣には農業や畜産を営む農家等があり、市としても食品関連産業など地域の特性を生かした事業展開が期待できる事業所の立地を積極的に推進している区域である。また、大隅縦貫道東原インターチェンジからも約7kmの場所にあり、良好なアクセスを有しており、市としても地域経済牽引事業を推進したい区域であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- 鹿屋市都市計画マスタープランにおける記載

「鹿児島県農業開発総合センター大隅支場を中心に6次産業化を積極的に推進し、流通・販売体制を確立するための産業を支える拠点として産業集積の基盤づくりを検討します。」とされている。

- 鹿屋農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む串良南部地区は、「国道220号線以南に位置しており、畜産とさつまいも栽培を中心とした営農体系が確立している。畑については、一部、畑地かんがい施設が整備されるとともに、農道整備・排水路等の整備も進み、大型農業機械の導入が可能であることから、露地園芸・さつまいも・畜産を組み合わせ、認定農業者等担い手の育成を図りながら、土地の有効利用を促進し、優良農用地として確保する。水田については、水田ほ場整備事業により大区画化や用排水路が整備されており、大型農業機械による効率的な営農の展開や生産性の向上が図られている。早期に稲作や飼料作、後期に飼料作を行う、二毛作・二期作体系が確立している。今後も、認定農業者等担い手へ農用地を集積することにより、効率的で安定的な経営体の育成・確保を推進し、優良農用地の確保を図る。」とされている。

- 鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

企業立地等については、「誘致企業への継続的支援に取り組むとともに、食品やスポーツ・健康関連など本市の特性を生かした産業の集積を行い、雇用機会の創出を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、市として地域特性である食品関連産業等の企業立地を積極的に推進している区域で

ある。また、大隅縦貫道東原インターチェンジも近いなど比較的良好なアクセスであることから、市としても地域経済牽引事業を推進させていきたい区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

⑨ 鹿屋市花岡町字麓東（地図：1 鹿屋市 重点促進区域図「旧鶴羽小学校跡地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は1.05ha程度である。

本区域は小学校跡地を含む区域であり、また、近隣には農業や畜産を営む農家等があり、市としても食品関連産業など地域の特性を生かした事業展開が期待できる事業所の立地を促進していきたい区域である。さらに、交通アクセスも大隅縦貫道笠之原インターチェンジからも約16kmと比較的近い場所にあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- 鹿屋市都市計画マスタープランにおける記載

「小学校跡地等は、地域の活性化に向けた有効活用を推進します。」とされている。

- 鹿屋農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む花岡台地域は、「県営特殊農地保全整備事業東花岡地区を中心とする農用地区域と、県営特殊農地保全事業西花岡地区を中心とする農用地区域の2つの受益地からなっている。おおむね平坦で気象条件にも恵まれた良好な農用地であり、野菜・さつまいも・花き等の作物が栽培されている。今後はこれらの作物に加え、本地区に適した収益性の高い作物の栽培促進を図る。」とされている。

- 鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

企業立地等については、「誘致企業への継続的支援に取り組むとともに、食品やスポーツ・健康関連など本市の特性を生かした産業の集積を行い、雇用機会の創出を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、小学校跡地を含む区域であり、市としては促進区域内の農産物等を活用した商品を製造する食品関連産業等の事業所の立地に積極的に取り組んでいる用地である。

また、交通アクセスも大隅縦貫道笠之原インターチェンジからも約16kmと比較的近い場所に

あり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

⑩ 鹿屋市古江町字中丸中（地図：1 鹿屋市 重点促進区域図「旧古江小学校跡地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は0.96ha程度である。

本区域は小学校跡地を含む区域であり、また、近隣には農業や畜産を営む農家等があり、市としても食品関連産業など地域の特性を生かした事業展開が期待できる事業所の立地を促進していきたい区域である。さらに、大隅縦貫道笠之原インターチェンジからも約17kmの場所にあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 鹿屋市都市計画マスタープランにおける記載

「小中学校跡地等は、地域の活性化に向けた有効活用を推進します。」とされている。

- ・ 鹿屋農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む花岡台地域は、「県営特殊農地保全整備事業東花岡地区を中心とする農用地区域と、県営特殊農地保全事業西花岡地区を中心とする農用地区域の2つの受益地からなっている。おおむね平坦で気象条件にも恵まれた良好な農用地であり、野菜・さつまいも・花き等の作物が栽培されている。今後はこれらの作物に加え、本地区に適した収益性の高い作物の栽培促進を図る。」とされている。

- ・ 鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

企業立地等については、「誘致企業への継続的支援に取り組むとともに、食品やスポーツ・健康関連など本市の特性を生かした産業の集積を行い、雇用機会の創出を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、市として地域特性である食品関連産業等の企業立地を積極的に推進している区域である。また、大隅縦貫道笠之原ICも近いなど比較的良好なアクセスであることなど、市としても地域経済牽引事業を推進させたい区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

⑪ 鹿屋市天神町字小長崎 (地図: 1 鹿屋市 重点促進区域図「旧菅原小学校跡地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は1.75ha程度である。

本区域は小学校跡地を含む区域であり、また、近隣には農業や畜産を営む農家等があり、市としても食品関連産業など地域の特性を生かした事業展開が期待できる事業所の立地を促進していきたい区域である。さらに、大隅縦貫道笠之原インターチェンジからも約19kmの場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- 鹿屋市都市計画マスタープランにおける記載

「小学校跡地等は、地域の活性化に向けた有効活用を推進します。」とされている。

- 鹿屋農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む海岸線地区は、「本地区の北部は、水田が地区再編農業構造改善事業で区画整理が完了しているが、畑は未整備地区である。今後は基幹農道等を整備し、海岸線の気象条件を生かした作物による生産振興を図る。中部は、県営特殊農地保全整備事業西原台地区が完了し、市内有数の優良農用地となっている。今後は、さつまいものほか、茶や野菜等、収益性の高い作物栽培を促進する。南部の水田は基盤整備がなされた優良田で、水稲と野菜等による輪作体系がとられている。畑はほとんどが未整備で、傾斜地等を利用して茶が栽培されている。今後も温暖な気象条件を生かし、茶栽培の振興地として利用する。」とされている。

- 鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

本区域は、「誘致企業への継続的支援に取り組むとともに、食品やスポーツ・健康関連など本市の特性を生かした産業の集積を行い、雇用機会の創出を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、市として地域特性である食品関連産業等の企業立地を積極的に推進している区域である。また、大隅縦貫道笠之原ICも近いなど比較的良好なアクセスであることなど、市としても地域経済牽引事業を推進させたい区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

⑫ 鹿屋市浜田町字宮地 (地図: 1 鹿屋市 重点促進区域図「旧浜田小学校跡地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は1.05ha程度である。

本区域は小学校跡地を含む区域であり、また、近隣には農業や畜産を営む農家等があり、市としても食品関連産業など地域の特性を生かした事業展開が期待できる事業所の立地を促進していきたい区域である。さらに、大隅縦貫道笠之原インターチェンジからも約18kmの場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 鹿屋市都市計画マスタープランにおける記載

「小学校跡地等は、地域の活性化に向けた有効活用を推進します。」とされている。

- ・ 鹿屋農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む海岸線地区は、「本地区の北部は、水田が地区再編農業構造改善事業で区画整理が完了しているが、畑は未整備地区である。今後は基幹農道等を整備し、海岸線の気象条件を生かした作物による生産振興を図る。中部は、県営特殊農地保全整備事業西原台地区が完了し、市内有数の優良農用地となっている。今後は、さつまいものほか、茶や野菜等、収益性の高い作物栽培を促進する。南部の水田は基盤整備がなされた優良田で、水稻と野菜等による輪作体系がとられている。畑はほとんどが未整備で、傾斜地等を利用して茶が栽培されている。今後も温暖な気象条件を生かし、茶栽培の振興地として利用する。」とされている。

- ・ 鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

企業立地等については、「誘致企業への継続的支援に取り組むとともに、食品やスポーツ・健康関連など本市の特性を生かした産業の集積を行い、雇用機会の創出を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、市として地域特性である食品関連産業等の企業立地を積極的に推進している区域である。また、大隅縦貫道笠之原ICも近いなど比較的良好なアクセスであることなど、市としても地域経済牽引事業を推進させていきたい区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

⑬ 鹿屋市高須町字宮迫（地図：1鹿屋市重点促進区域図「旧高須中学校跡地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は1.92ha程度である。

本区域は中学校跡地を含む区域であり、また、近隣には農業や畜産を営む農家等があり、市としても食品関連産業など地域の特性を生かした事業展開が期待できる事業所の立地を促進していきたい区域である。さらに、大隅縦貫道笠之原インターチェンジからも約17kmの場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 鹿屋市都市計画マスタープランにおける記載

「小学校跡地等は、地域の活性化に向けた有効活用を推進します。」とされている。

- ・ 鹿屋農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む海岸線地区は、「本地区の北部は、水田が地区再編農業構造改善事業で区画整理が完了しているが、畑は未整備地区である。今後は基幹農道等を整備し、海岸線の気象条件を生かした作物による生産振興を図る。中部は、県営特殊農地保全整備事業西原台地区が完了し、市内有数の優良農用地となっている。今後は、さつまいものほか、茶や野菜等、収益性の高い作物栽培を促進する。南部の水田は基盤整備がなされた優良田で、水稻と野菜等による輪作体系がとられている。畑はほとんどが未整備で、傾斜地等を利用して茶が栽培されている。今後も温暖な気象条件を生かし、茶栽培の振興地として利用する。」とされている。

- ・ 鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

企業立地等については、「誘致企業への継続的支援に取り組むとともに、食品やスポーツ・健康関連など本市の特性を生かした産業の集積を行い、雇用機会の創出を図る。」「やってみたいしごとができるまちづくりへ（若者が就きたい企業の誘致や起業（家）を支援していく）」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、市として地域特性である食品関連産業等の企業立地を積極的に推進している区域である。また、大隅縦貫道笠之原ICも近いなど比較的良好なアクセスであることなど、市としても地域経済牽引事業を推進させたい区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

⑭ 鹿屋市輝北町上百引字北田前、字千ヶ谷西（地図：1鹿屋市重点促進区域図「旧百引中学校跡地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は2.67ha程度である。

本区域は中学校跡地を含む区域であり、また、近隣には農業や畜産を営む農家等があり、市としても食品関連産業など地域の特性を生かした事業展開が期待できる事業所の立地を促進していきたい区域である。さらに、東九州自動車道野方インターチェンジから約10kmの場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 鹿屋市都市計画マスタープランにおける記載

「小学校跡地等は、地域の活性化に向けた有効活用を推進します。」とされている。

- ・ 鹿屋農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む上百引地区は、「畑については、里芋、さつまいも等が主で、その他は肉用牛を中心とする飼料畑地帯である。農道等の基盤整備については、岳野区域で団体営事業により草地更新が行われているものの、他の区域では未整備の箇所が多いことから、農道等の整備と機械化体系の推進により、園芸と飼料作の振興を図る。水田についても、一部ほ場整備が実施されているものの、未整備の箇所が多いことから、基盤整備率の向上及び、機械化体系による省力化を図っていく。」とされている。

- ・ 鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

企業立地等については、「誘致企業への継続的支援に取り組むとともに、食品やスポーツ・健康関連など本市の特性を生かした産業の集積を行い、雇用機会の創出を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、市として地域特性である食品関連産業等の企業立地を積極的に推進している区域である。また、東九州自動車道野方ICも近いなど比較的良好なアクセスであることなど、市としても地域経済牽引事業を推進させたい区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

⑮ 鹿屋市輝北町上百引字金兵衛段（地図：1 鹿屋市 重点促進区域図「旧岳野小学校跡地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は0.87ha程度である。

本区域は小学校跡地を含む区域であり、また、近隣には農業や畜産を営む農家等があり、市と

しても食品関連産業など地域の特性を生かした事業展開が期待できる事業所の立地を促進していききたい区域である。さらに、東九州自動車道野方インターチェンジから約15kmの場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 鹿屋市都市計画マスタープランにおける記載

「小学校跡地等は、地域の活性化に向けた有効活用を推進します。」とされている。

- ・ 鹿屋農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む上百引地区は、「畑については、里芋、さつまいも等が主で、その他は肉用牛を中心とする飼料畑地帯である。農道等の基盤整備については、岳野区域で団体営事業により草地更新が行われているものの、他の区域では未整備の箇所が多いことから、農道等の整備と機械化体系の推進により、園芸と飼料作の振興を図る。水田についても、一部ほ場整備が実施されているものの、未整備の箇所が多いことから、基盤整備率の向上及び、機械化体系による省力化を図っていく。」とされている。

- ・ 鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

企業立地等については、「誘致企業への継続的支援に取り組むとともに、食品やスポーツ・健康関連など本市の特性を生かした産業の集積を行い、雇用機会の創出を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、市として地域特性である食品関連産業等の企業立地を積極的に推進している区域である。また、東九州自動車道野方ICも近いなど比較的良好なアクセスであることなど、市としても地域経済牽引事業を推進させていききたい区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

⑯ 鹿屋市輝北町市成字トヨシゲ（地図：1 鹿屋市 重点促進区域図「旧高尾小学校跡地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は1.1ha程度である。

本区域は小学校跡地を含む区域であり、また、近隣には農業や畜産を営む農家等があり、市としても食品関連産業など地域の特性を生かした事業展開が期待できる事業所の立地を促進していききたい区域である。さらに、東九州自動車道野方インターチェンジから約13kmの場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 鹿屋市都市計画マスタープランにおける記載

「小学校跡地等は、地域の活性化に向けた有効活用を推進します。」とされている。

- ・ 鹿屋農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む市成地区は、「本地区の宮園及び徳留、上沢津、下沢津、市成麓区域は畜産が盛んな地域である。畑については、土地改良事業により基盤整備、農道及び排水路等が整備される等、優良な耕作条件を備える農用地である。本地区は肉用牛生産に伴う飼料作物や、主要作物であるさつまいもの栽培が盛んである。今後は、肉用牛優良素牛の産地拡大を図るため、生産基盤としての飼料畑を確保し、一層の農業所得の向上を図るよう、畜産を軸とした農業生産体系の確立を図っていく。水田については、本地区で盛んな肉用牛生産に伴う飼料作物の確保のため、水田の汎用利用等を図る。」とされている。

- ・ 鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

企業立地等については、「誘致企業への継続的支援に取り組むとともに、食品やスポーツ・健康関連など本市の特性を生かした産業の集積を行い、雇用機会の創出を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、市として地域特性である食品関連産業等の企業立地を積極的に推進している区域である。また、東九州自動車道野方ICも近いなど比較的良好なアクセスであることなど、市としても地域経済牽引事業を推進させていきたい区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

⑰ 鹿屋市輝北町市成字柿木段（地図：1 鹿屋市 重点促進区域図「旧市成小学校跡地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は1.50ha程度である。

本区域は小学校跡地を含む区域であり、また、近隣には農業や畜産を営む農家等があり、市としても食品関連産業など地域の特性を生かした事業展開が期待できる事業所の立地を促進していきたい区域である。さらに、東九州自動車道野方インターチェンジから約17kmの場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 鹿屋市都市計画マスタープランにおける記載

「小学校跡地等は、地域の活性化に向けた有効活用を推進します。」とされている。

- ・ 鹿屋農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む市成地区は、「本地区の宮園及び徳留、上沢津、下沢津、市成麓区域は畜産が盛んな地域である。畑については、土地改良事業により基盤整備、農道及び排水路等が整備される等、優良な耕作条件を備える農用地である。本地区は肉用牛生産に伴う飼料作物や、主要作物であるさつまいもの栽培が盛んである。今後は、肉用牛優良素牛の産地拡大を図るため、生産基盤としての飼料畑を確保し、一層の農業所得の向上を図るよう、畜産を軸とした農業生産体系の確立を図っていく。水田については、本地区で盛んな肉用牛生産に伴う飼料作物の確保のため、水田の汎用利用等を図る。」とされている。

- ・ 鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

企業立地等については、「誘致企業への継続的支援に取り組むとともに、食品やスポーツ・健康関連など本市の特性を生かした産業の集積を行い、雇用機会の創出を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、市として地域特性である食品関連産業等の企業立地を積極的に推進している区域である。また、東九州自動車道野方ICも近いなど比較的良好なアクセスであることなど、市としても地域経済牽引事業を推進させていきたい区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

⑱ 鹿屋市輝北町下百引字南（地図：1鹿屋市重点促進区域図「旧平南小学校跡地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は0.75ha程度である。

本区域は小学校跡地を含む区域であり、また、近隣には農業や畜産を営む農家等があり、市としても食品関連産業など地域の特性を生かした事業展開が期待できる事業所の立地を促進していきたい区域である。さらに、東九州自動車道野方インターチェンジから約5kmの場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- 鹿屋市都市計画マスタープランにおける記載
「小学校跡地等は、地域の活性化に向けた有効活用を推進します。」とされている。
- 鹿屋農業振興地域整備計画における記載
本区域を含む下百引地区は、「国道504号線から県道大崎～輝北線に沿って畑と水田が広がっている。畑については、酪農の専業農家と肉用牛を基盤とする露地野菜（里芋、大根、ごぼう）、茶等の経営が主であり、露地野菜、茶等の団地化及び、平成5年度から実施した公社営畜産基地建設事業により、肉用牛や酪農の経営規模拡大を図る。宮元の上原区域については整備されており、飼料畑として確保する。水田については、坂下から瀬戸口まで堂籠川に沿って带状に広がっている。平成13年度から平成17年度にかけて、ほ場整備（担い手育成型）事業により基盤整備が実施された。木ノ内山から三原の台地の畑は、ほぼ基盤整備がなされている。」とされている。
- 鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載
企業立地等については、「誘致企業への継続的支援に取り組むとともに、食品やスポーツ・健康関連など本市の特性を生かした産業の集積を行い、雇用機会の創出を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、市として地域特性である食品関連産業等の企業立地を積極的に推進している区域である。また、東九州自動車道野方ICも近いなど比較的良好なアクセスであることなど、市としても地域経済牽引事業を推進させていきたい区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

⑱ 鹿屋市吾平町麓字城ノ前（地図：1鹿屋市 重点促進区域図「旧神野小学校跡地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は0.88ha程度である。

本区域は小学校跡地を含む区域であり、また、近隣には農業や畜産を営む農家等があり、市としても食品関連産業など地域の特性を生かした事業展開が期待できる事業所の立地を促進していきたい区域である。さらに、大隅縦貫道笠之原インターチェンジから約15kmの場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握さ

れていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 鹿屋市都市計画マスタープランにおける記載

「地域固有の豊かな自然や農山村環境、重みのある歴史文化を活かし、吾平地域の多彩な個性が表現されるまちづくりを目指します。」「新たな土地利用制度の導入等による、田園・里山集落にふさわしい土地利用の誘導を図ります。」とされている。

- ・ 鹿屋農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む吾平南部地区は、「一級河川肝属川の支流である始良川の西側と、同じく黒羽子川の南側と苦野川の東側に挟まれた地区である。畑は、当地区で唯一の集団性を有する荷掛と黒羽子区域があり、ほ場整備事業により生産基盤の整備は完了しているので、今後は肝属中部地区畑地かんがい事業を推進して農用地としての高度利用を図る。水田については、山間に位置し、棚田や迫田が多くあるが、既に整備が完了している神野東、大川、永野牧区域が大部分の面積を占めていることから、今後も引き続き、農用地の高度利用を図っていく。」とされている

- ・ 鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

本区域については、「誘致企業への継続的支援に取り組むとともに、食品やスポーツ・健康関連など本市の特性を生かした産業の集積を行い、雇用機会の創出を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、市として地域特性である食品関連産業等の企業立地を積極的に推進している区域である。また、大隅縦貫道笠之原 IC も近いなど比較的良好なアクセスであることなど、市としても地域経済牽引事業を推進させていきたい区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

(3) 枕崎市

① 枕崎市白沢北町 (地図: 2 枕崎市 重点促進区域図の「枕崎市臨空工業団地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は 99.93ha 程度である。

本区域は、地域特性である食品関連産業の事業所が立地し、主要な国道、県道が走るとともに、地域高規格道路が整備されたことなどから交通アクセスにも恵まれた場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に推進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域には、令和4年度工場適地調査において、枕崎市臨空工業団地に約 0.5ha が遊休

地(未決定面積)として把握されており、遊休地を優先して活用する。

イ 関連計画における記載等

- ・ 枕崎都市計画における記載

本区域を含む別府地区は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、「別府工業適地、枕崎臨空工業団地を有しており、これらを中心とした産業機能の集約を進める必要がある」とされている。

- ・ 枕崎市農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む別府地区は「国見岳南側を中心に茶団地が広がり、畑かん事業により整備された比較的面積の大きいほ場では、実えんどう、そらまめ、さつまいも、にんじんなどが栽培されており、遊休農地はほとんど見当たらず、農地の有効利用が進んでいる」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は枕崎臨空工業団地を含み、市の基幹産業である鯉節の製造過程で発生するものを原料として活用した商品を製造している食品関連企業がある区域である。今後、本区域内において、立地企業においては製品開発等の新たな展開が見込め、食品関連の振興を図る上で重要な区域であるため、重点推進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

② 枕崎市寿町(地図:2 枕崎市重点促進区域図の「枕崎市妙見前団地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は53.47ha程度である。

本区域は枕崎市妙見前団地を含み、市街地の近くにあるため、主要な国道、県道へも近いことや、地域高規格道路が整備されたことなどから交通アクセスにも恵まれた場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に推進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 枕崎都市計画における記載

本区域を含む寿町地区には「新たな住宅地として形成されつつある地域であり、平坦な未利用地の有効活用と幹線道路の整備を図りながら、良好な居住環境の形成を図る」とされている。

- ・ 枕崎市農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む寿町地区には「枕崎ブランドとして高い評価を得ている実えんどうやさつまいもを中心に、基盤整備されたほ場を有効に活用した経営を目指す」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は枕崎市妙見前団地を含み、主要な国道、県道へもアクセスしやすい区域である。市としては、企業立地を積極的に推進する区域としており、本市産業の振興を図る上で重要な区域であるため、重点推進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

③ 枕崎市金山西町 (地図：2 枕崎市 重点促進区域図の「枕崎市金山養魚場跡」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は71.03ha程度である。

本区域は主要な国道に隣接していることから交通アクセスにも恵まれた場所でもあり、市としても企業立地を積極的に推進している区域であることから、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は国道270号に隣接した一団の土地であり、良好なアクセスを有する区域である。市としては、企業立地を積極的に推進する区域としており、本市産業の振興を図る上で重要な区域であるため、重点推進区域として設定する。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

・ 第6次枕崎市総合振興計画における記載

「地域資源を生かした企業誘致の推進」において、「地域資源を活用した企業の誘致や産業の立地を進めるとともに、近年の経済状況や企業進出動向、インフラ整備の動向、企業誘致にかかる要因変化等を踏まえた対応に努めます。」とされている。

エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

(4) 阿久根市

① 阿久根市晴海町 (地図：3 阿久根市 重点促進区域図の「水産加工団地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は23.43ha程度である。

本区域は阿久根漁港に隣接しており、地域特性である水産業や食肉加工業などの事業所(9社)が立地し、南九州西回り自動車道阿久根インターチェンジからも約5kmと良好なアクセスを有し、将来的には南部方面にもインターチェンジが設置予定であるなど、交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 阿久根市過疎地域持続的発展計画における記載

本計画内において、『企業の誘致対策』として、「産業の振興及び雇用機会の増大を図るため、積極的な誘致活動を推進する。また、地元企業の規模拡大に対し、各種支援策の情報提供に努める。」とされている。

- ・ 第5次阿久根市総合計画における記載

本計画内において、『企業立地の推進』として、「企業の立地を推進するため、補助金の交付など支援制度を充実するとともに企業が立地しやすい環境整備に努めます。また、誘致活動を積極的に行います。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該地域は水産加工団地内にあり、阿久根漁港にも隣接した地域であり、豊富な魚介類をはじめとした促進区域内の水産物等を活用した商品を製造している食品関連企業の一定の集積(9社)がみられる区域である。

各企業においてはこれらの地域資源等を活用した新商品開発を積極的に行っており、また、阿久根駅や阿久根ICも近く(水産加工団地から約5km程度)、新規販路開拓も積極的に行うなど、今後も食品関連産業の振興を図る上では重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の92~94に記載する区域

② 阿久根市大字波留字上塩濱(地図:3 阿久根市 重点促進区域図の「食肉加工団地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は3.17ha程度である。

本区域は地域特性である食肉加工業等の事業所(3社)などが立地し、南九州西回り自動車道

阿久根インターチェンジからも約5kmと良好なアクセスを有し、将来的には南部方面にもインターチェンジが設置予定であるなど、交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 阿久根市過疎地域持続的発展計画における記載

本計画内において、『企業の誘致対策』として、「産業の振興及び雇用機会の増大を図るため、積極的な誘致活動を推進する。また、地元企業の規模拡大に対し、各種支援策の情報提供に努める。」とされている。

- ・ 第5次阿久根市総合計画における記載

本計画内において、『企業立地の推進』として、「企業の立地を推進するため、補助金の交付など支援制度を充実するとともに企業が立地しやすい環境整備に努めます。また、誘致活動を積極的に行います。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該地域は食肉加工団地内にあり、市街地にも近い距離に位置し、阿久根市を含む北薩地域で生産される華鶴和牛等を活用した商品を製造している食肉加工業等の事業所が立地している区域である。

各企業においては、全国の販売店との連携を図りながら、華鶴和牛ブランドを積極的に推進するなど、今後も食肉関連産業の振興を図る上では重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の95,96に記載する区域

(5) 出水市

① 出水市緑町、昭和町（地図：4 出水市 重点促進区域図の「緑町・昭和町」の区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は93ha程度である。

本区域は地域特性である電子関連産業（3社）、自動車関連産業（1社）、食品関連産業の事業所（2社）に加え、アルコール製造会社、ガス供給会社など4社が立地する「沖田工業団地」がある。また、本区域内には、市役所及び県出先機関をはじめ、金融機関・保険会社の事務系事業所、ホテル等も多い。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園，特定植物群落，生物多様性の観点から重要度の高い湿地，シギ・チドリ類渡来湿地，国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域，市街化調整区域を含まない。

また，本区域においては，令和4年度工場適地調査において，遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 出水市都市計画マスタープランにおける記載

「就業の場を確保するための整備を推進し，高速交通体系に合わせた流通・生産拠点の形成を図る。」とされている。

また，出水駅周辺は，「公共施設，企業の事務所等が適切に配置された中心市街地の形成を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該区域には工業地域の用途指定を受けた「沖田工業団地」があり，市民の雇用等地域経済を支える区域である。

特に，都市部大手の現地工場として，積極的な人的交流も行う企業もあり，若者・女性の流出を防いでいる。今後の市産業の振興及び多様な雇用創出を図る上で当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため，重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の97～141に記載する区域

② 出水市上鯖淵（地図：4 出水市 重点促進区域図の「上鯖淵字」の区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は21ha程度である。

本区域は地域特性である食品関連産業の事業所（3社）に加え，九州内でも有数の駅弁製造会社，焼酎製造会社などが立地する「松尾工業団地」がある。また，JR九州出水駅から本町通り商店街までのアクセス区間である。

本区域は，その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園，特定植物群落，生物多様性の観点から重要度の高い湿地，シギ・チドリ類渡来湿地，国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域，市街化調整区域を含まない。

また，本区域においては，令和4年度工場適地調査において，遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 出水市都市計画マスタープランにおける記載

「就業の場を確保するための整備を推進し、高速交通体系に合わせた流通・生産拠点の形成を図る。」とされている。(隣接する沖田工業団地と一体表記している。)

また、出水駅周辺は、「公共施設、企業の事務所等が適切に配置された中心市街地の形成を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該区域には「松尾工業団地」があり、隣接する沖田工業団地と共に市民の雇用を支えている。

特に、促進区域内の農林水産物を加工出荷する食品加工会社や全国でも有数のブランド力を誇る駅弁製造会社・焼酎製造会社も立地している。

また、JR九州出水駅から商店街・出水麓武家屋敷群までのアクセス区間でもあり、市の産業振興を図る上で当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の142～165に記載する区域

③ 出水市本町 (地図：4 出水市 重点促進区域図の「本町」の区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は26ha程度である。

本区域は、地域特性である食品関連産業の事業所(2社)が立地する。また、JR九州出水駅から観光地である出水麓武家屋敷群の中間地点にあり、商店街及び飲食店街である。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 出水市都市計画マスタープランにおける記載

「低中層住宅と商業・業務施設が調和した複合的土地利用を促進する。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該区域に工業団地等はなく、商業地であるが、都市計画マスタープランでは、住宅と商業・業務施設が調和した複合的土地利用を促進するとしており、その区域は、市の観光地である出水麓武家屋敷群に隣接している。

低迷する商店街内に、情報通信産業や観光産業の進出を重点的に促進することで、魅力ある都市型空間を創出するために、重点促進区域として設定する。

- エ 工場立地特例対象区域の設定
設定なし

④ 出水市平和町 (地図：4 出水市 重点促進区域図の「平和町」の区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は250ha程度である。

本区域は地域特性である食品関連産業(1社)、県内最大手企業と取引を有する電子関連産業(2社)などが立地する「平和工業団地」がある。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は108ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 出水市都市計画マスタープランにおける記載
「高速交通体系に合わせた流通・生産拠点の形成を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該区域には、戦後から地元小規模企業が集積して形成された「平和工業団地」があり、市内最大手の食品製造会社のうちの1社も立地するなど、市の産業振興を図る上で当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域として設定する。

- エ 工場立地特例対象区域の設定
別紙3の166～324に記載する区域

⑤ 出水市大野原 (地図：4 出水市 重点促進区域図の「大野原町」の区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は197ha程度である。

本区域内の「大野原工業団地」は、電子関連産業(1社)、食品関連の流通業(1社)、環境・新エネルギー産業関連企業(1社)が立地している。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は97ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握さ

れていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 出水市都市計画マスタープランにおける記載
「高速交通体系に合わせた流通・生産拠点の形成を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該区域には、市内最大手の電子関連産業が立地する「大野原工業団地」がある。

また、立地している食品関連の流通業は、促進区域内で生産される農林水産品の一次加工品冷凍製造を行う企業でもあり、市内食品加工業と密接な結びつきがあるため、今後の市産業振興を図る上で当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙 3 の 325～347 に記載する区域

⑥ 出水市高尾野町大久保（地図：4 出水市 重点促進区域図の「高尾野町大久保字」の区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は 41ha 程度である。

本区域は、市最大の特性である鶏肉鶏卵専門の食品製造業（1 社）、県特産の筍に特化した食品製造業（1 社）、地元企業で唯一上場している電子関連産業（1 社）に加え、縫製工場など 3 社が立地する「高尾野内陸工業団地」がある。

また、区域内には老健施設、温泉施設等の民間施設、総合医療センター高尾野診療所、屋内スポーツ施設、工業団地内には公園・グラウンド等の公共施設もある。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は 9ha 程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和 4 年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 出水市都市計画マスタープランにおける記載
「高尾野地域唯一の工業地として活性化を図る。農商工連携など異業種の組み合わせによる新しい商品の開発、販路拡大の促進を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該区域には、昭和 48 年に農村地域工業導入実施計画により県が造成した「高尾野内陸工業団

地」があり、市民の雇用を支えている。

特に、本市の特性である鶏肉鶏卵を専門とする食品製造業の最大拠点が立地するなど、今後の市産業の振興及び多様な雇用創出を図る上で当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の348～364に記載する区域

⑦ 出水市野田町上名（地図：4 出水市 重点促進区域図の「野田町上名字」の区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は19ha程度である。

本区域には、雑貨の製造会社（1社）が立地する「松ヶ迫工業団地」がある。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は10ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 出水市都市計画マスタープランにおける記載

「周辺丘陵地の自然環境と調和のとれた工業地、流通業務地の形成を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該区域には雑貨の製造業（1社）が立地しており、今後の市産業の振興及び多様な雇用創出を図る上で、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の365～386に記載する区域

⑧ 出水市野田町下名（地図：4 出水市 重点促進区域図の「野田町下名字」の区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は32ha程度である。

本区域には、道路運送業（1社）、農機具販売・修理業（1社）が立地する「下名工業団地」がある。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

まない。

なお、本区域に農用地区域は含めないが、農用地区域は6ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 出水市都市計画マスタープランにおける記載

「国道3号と国道504号との交通結節機能や南九州西回り自動車道と北薩横断道路との道路ネットワークを活用した工業地、流通業務地としての機能向上を図る。」とされている。プランでは、「野田流通業務地」と表現している。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該区域には、物流を支える道路運送業、基幹産業である農業を支援する事業所が立地しており、今後の市産業の振興及び多様な雇用創出を図る上で当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の387～394に記載する区域

(6) 指宿市

① 指宿市新西方(地図:5 指宿市 重点促進区域図の「新西方地区」)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は、430ha程度である。

本区域には、工業団地として新西方工業団地が整備されており、南薩東部広域農道や指宿スカイライン、国道226号までのアクセスが良く、交通インフラが良好な区域である。当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含めないが、農用地区域は101ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域には、令和4年度工場適地調査において、新西方工業団地内に約2haが遊休地(未決定面積)として把握されており、遊休地を優先して活用する。

イ 関連計画における記載等

- ・ 指宿市都市計画マスタープランにおける記載

「新西方から岩本東部、小牧東部にかけて広がる農地を活用し、農業の健全な発展と、豊かで住み良い農村の確立に努めます。」とされている。

- ・ 指宿農業振興地域整備計画における記載
隣接の小牧区域を含め、「本地区は畑作地帯である。ほ場は、県営畑地帯総合土地改良事業により整備されている。未整備の農道・排水施設については、かごしまの農業未来創造支援事業等により整備していく。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該地域は、新西方工業団地を含み、南薩東部広域農道や指宿スカイライン、国道226号が近く交通インフラは良好である。

市としては、新西方工業団地を中心とした企業立地に積極的に取り組むこととしており、今後の産業振興を図る上で重要な区域であるため、重点促進区域として指定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の395～498に記載する区域

② 指宿市東方（地図：5 指宿市 重点促進区域図の「東方地区」）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は、1,075ha程度である。

本区域は東西に分かれて広がっており、東部にはふれあいプラザなのはな館のほか、サッカー・多目的グラウンドの整備計画があるなど、新たな指宿市の顔となる区域である。西部については、大部分が山林となっているが、地熱（温泉）資源の潜在性の高い区域であり、また、産学官連携によるメディポリス指宿構想の核となるメディポリス指宿が立地している。交通インフラについては、東西を縦断する形で国道226号が通っており良好である。

当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は133ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域には、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 指宿市都市計画マスタープランにおける記載

「東方を南北に走る国道226号沿道には、商業・業務施設が多数立地しており、今後も周辺の自然環境や景観に十分配慮しながら、商業・業務施設、都市型住宅を中心とした土地利用の誘導を図ります。」とされている。

- ・ 指宿農業振興地域整備計画における記載（重点促進区域外も含めた記述）

「本地区は畑作地帯である。ほ場は、県営畑地帯総合土地改良事業により整備されている。

なお、未整備の農道・排水施設については、かごしま農業未来創造支援事業等により整備して

いく。」とされている。

- ・ 第二期指宿市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

「地熱資源の潜在性の高い地域において、市と民間企業が共同して地熱発電事業を行うとともに、インバウンド対策を含む温泉利用や新たな特産品の創出などに向けて、観光業、農業、民間企業等が連携しながら地域の産業の振興及び新たな雇用の創出を目指す。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、環境・エネルギー関連産業である地熱（温泉）資源の潜在性が高く、また、なのはな館を中心とした新たな指宿市の顔となる区域である。

今後、なのはな館を中心とした新たな街並みの形成や、地熱資源を活用した新たな産業形成の可能性が高く、振興を図っていく必要があることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

③ 指宿市山川新栄町（地図：5 指宿市 重点促進区域図の「山川新栄地区」）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は、15ha 程度である。

本区域は、市と立地協定を締結した企業を含め鯉節の加工工場等が数多く立地し産業の集積がみられる区域となっている。交通アクセスについては、国道 269 号が近く、また、薩摩半島と大隅半島をつなぐフェリーが山川港から運航している。

当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域には、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 指宿市都市計画マスタープランにおける記載

「山川用途区域内においては、工場・商業施設と周辺の居住空間が調和した生活環境の維持に努めます。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、鯉節の加工工場が数多く立地し、食品関連産業が集積していく区域であり、立地企業は新たな商品開発のほか、販路開拓等を積極的に行うなどしている。

また、国道 269 号が近く、大隅へ渡るフェリーもあるなど交通インフラも良好であり、当

該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の499～556に記載する区域

④ 指宿市山川岡児ヶ水、浜児ヶ水、小川、大山、福元及び開聞川尻 (地図:5 指宿市 重点促進区域図参照)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は、2,930ha程度である。

本区域は、農用地区域が多くを占め豊富な農作物の産地であるとともに、地熱(温泉)資源の潜在性の高い区域であり、山川小川には、九州電力山川地熱発電所が立地している。

国道226号が本区域を横断しており、交通インフラも良好である。

当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は984ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域には、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 指宿市都市計画マスタープランにおける記載

「用途地域が無指定である地区においては、小規模開発による宅地化や市街化が進行しており、農地や自然環境と調和のとれた市街地形成を図るため、市街地の状況に応じた適正な土地利用の規制・誘導を図ります。」とされている。

- ・ 指宿農業振興地域整備計画における記載(広域な範囲での記述)

岡児ヶ水、浜児ヶ水、小川、福元については、「本地区は、畑作地帯である。ほ場は、県営畑地帯総合土地改良事業により整備され、生活基盤はおおむね確立されているが、未整備の福元地区においては、耕作放棄地も発生しつつあることから、住民の総意に基づき整備する必要がある。」とされている。

- ・ 第二期指宿市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

「地熱資源の潜在性の高い地域において、市と民間企業が共同して地熱発電事業を行うとともに、インバウンド対策を含む温泉利用や新たな特産品の創出などに向けて、観光業、農業、民間企業等が連携しながら地域の産業の振興及び新たな雇用の創出を目指す。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、農用地区域が多くを占め豊富な農作物の産地であるとともに、地熱(温泉)資源の潜在性の高い区域であり、山川小川には、九州電力山川地熱発電所が立地している。また、国道

226号が本区域を横断しており、交通インフラも良好である。

今後、環境・エネルギー関連産業である。地熱資源を活用した新たな産業形成の可能性が高く、振興を図っていく必要があることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

- エ 工場立地特例対象区域の設定
設定なし

(7) 西之表市

① 西之表市大字国上字平山之波瀬 (地図：6 西之表市 重点促進区域図参照)

- ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は23.65ha程度である。

本区域は国上中学校跡地を含んでおり、地域特性である農産物を活用した食品関連産業の事業所が立地し、跡地や、旧中学校施設の有効利用が進められているところである。跡地や旧中学校施設の有効利用を図るために、当該区域においては地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園，特定植物群落，生物多様性の観点から重要度の高い湿地，シギ・チドリ類渡来湿地，国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、概ね10.70haの農用地区域が把握されている。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

- イ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は国上中学校跡地を含んでおり、食品関連産業の事業所が立地し、基幹産業である農業とも深い関わりを持つ区域である。今後、基幹産業である農業を主体とする本地域の土地利用状況を鑑み、優良農地を確保しつつ、限られた土地を有効活用しながら地域経済牽引事業を推進する上で、当該区域は重要な区域であることから、重点促進区域に設定する。

- ウ 工場立地特例対象区域の設定
別紙3の557に記載する区域

② 西之表市大字現和字東泉原 (地図：6 西之表市 重点促進区域図参照)

- ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は4.33ha程度である。

本区域は現和中学校跡地を含んでおり、食品関連産業の事業所等が立地し、跡地の有効利用が進められているところである。今後も、跡地や旧中学校施設の有効利用を図るために、当該区域においては地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定す

る。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園，特定植物群落，生物多様性の観点から重要度の高い湿地，シギ・チドリ類渡来湿地，国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお，本区域に農用地区域は含めないが，概ね 0.43ha の農用地区域が把握されている。市街化調整区域は含まない。

また，本区域においては，令和4年度工場適地調査において，遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は現和中学校跡地を含んでおり，食品関連産業の事業所等が立地し，基幹産業である農業とも深い関わりを持つ区域である。今後，基幹産業である農業を主体とする本地域の土地利用状況を鑑み，優良農地を確保しつつ，限られた土地を有効活用しながら地域経済牽引事業を推進する上で，当該区域は重要な区域であることから，重点促進区域に設定する。

ウ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の558に記載する区域

③ 西之表市大字安納字長瀬ノ岡及，正助道，溜池及び花ノ木（地図：6 西之表市 重点促進区域図参照）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は 24.16ha 程度である。

本区域は安納地区の海岸線隣接地を利用した区域であり，地域特性である農産物を活用した食品関連産業の事業所が立地している。また，近くには青少年の家が立地しており，市有施設と事業所の有機的な連携も考えられる区域であり，地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため，重点促進区域に設定する。

本区域は，その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園，特定植物群落，生物多様性の観点から重要度の高い湿地，シギ・チドリ類渡来湿地，国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお，本区域に農用地区域は含めないが，概ね 10.78ha の農用地区域が把握されている。市街化調整区域は含まない。

また，本区域においては，令和4年度工場適地調査において，遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は食品関連産業の事業所等が立地し，基幹産業である農業とも深い関わりを持つとともに，青少年の家との有機的な連携による事業展開も考えられる区域である。今後，基幹産業である農業を主体とする本地域の土地利用状況を鑑み，優良農地を確保しつつ，限られた土地を有効活用しながら地域経済牽引事業を推進する上で，当該区域は重要な区域であることから，重点促

進区域に設定する。

ウ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の559～564に記載する区域

(8) 垂水市

① **垂水市二川** (地図：7 垂水市 重点促進区域図の「牛根中学校跡地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は6.7ha程度である。本区域は、平成22年4月に閉校した牛根中学校跡地を含む区域で、跡地については広大な敷地に加え、校舎や体育館などの施設についても有効活用が可能である。

交通アクセスについては東九州自動車道国分ICまで、約19km、鹿児島空港まで約34km。鉄道については、JR九州国分駅まで約24km、桜島港まで約23kmの立地である。情報インフラについては、光回線が利用可能である。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含めないが、農用地区域は約17ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）については把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 第5次垂水市総合振興計画「基本計画」における記載

「経営基盤整備とともに、明らかに湧き出る水をはじめとする地域資源や地域特性を活かした商品開発、高付加価値化や販路拡大による産業振興とあわせて、若者や高齢者、子育て中の方、転入者等多様な人材が働きやすい職場環境を整備し、働く場としての魅力を高め、地域のにぎわい創出に取り組みます。」とされている。

- ・ 垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

企業立地等については、基本目標①として「垂水市における安定した雇用を創出する」を掲げており、地域資源を生かした企業誘致の推進として、「企業の進出ニーズに対応した誘致活動を推進します。」とされている。

- ・ 垂水市公共施設等管理計画における記載

「第5章 施設類型ごとの基本方針」として、「11 その他」の項目において、牛根中学校跡地他14施設の今後の管理方針として「公共施設として保有する必要性がない施設、老朽化が進んでおり今後の利活用が見込めない施設については、貸付や売却・取り壊しを積極的に検討することで保有面積の削減に努めます。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

- ・ 当該地域を含む牛根地区は、海潟と中俣の2つの大字で構成され、全国でもトップクラスの生産量を誇る「ブリ」や、桜島の降灰の影響を強く受けながらも温暖な気候を活かしたビワ等の農漁業の盛んな地区である。

また、ブリを活用した6次化施設の加工場が建設されており、加工された商品が国内はもとより海外へ出荷されている。

本市は、従来より廃校中学校跡地の利活用を検討しており、今後も積極的に企業誘致を推進する区域としており、地域経済牽引事業の推進が期待されたため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

② 垂水市中俣（地図：7 垂水市 重点促進区域図の「協和中学校跡地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は6.67ha程度である。本区域は、平成22年4月に閉校した協和中学校跡地を含んでおり、跡地については広大な敷地に加え、校舎や体育館などの施設についても有効活用が可能である。

交通アクセスについては、東九州自動車道国分ICまで、約32.5km、鹿児島空港まで約47.5km、鉄道については、JR九州国分駅まで約37.5km、垂水港まで約5.4kmの立地である。情報インフラについては、光回線が利用可能である。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は約135ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）については把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 第5次垂水市総合振興計画「基本計画」における記載

「経営基盤整備とともに、清らかに湧き出る水をはじめとする地域資源や地域特性を活かした商品開発、高付加価値化や販路拡大による産業振興とあわせて、若者や高齢者、子育て中の方、転入者等多様な人材が働きやすい職場環境を整備し、働く場としての魅力を高め、地域のにぎわい創出に取り組みます。」とされている。

- ・ 垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

企業立地等については、基本目標①として「垂水市における安定した雇用を創出する」を掲げており、地域資源を生かした企業誘致の推進として、「企業の進出ニーズに対応した誘致活動を推進します。」とされている。

- ・ 垂水市公共施設等管理計画における記載

「第5章 施設類型ごとの基本方針」として、「11 その他」の項目において、協和中 学校跡

地他 14 施設の今後の管理方針として「公共施設として保有する必要性がない施設、老朽化が進んでおり今後の利活用が見込めない施設については、貸付や売却・取り壊しを積極的に検討することで保有面積の削減に努めます。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該地域を含む協和地区は、海潟と中俣の2つの大字で構成され、単一漁協としては日本一の生産量を誇る「カンパチ」や、桜島の降灰の影響を強く受けながらも温暖な気候を活かしたキヌサヤエンドウ等の農漁業の盛んな地区である。

本市は従来より廃校中学校跡地の利活用を検討しており、今後も積極的に企業誘致を推進する区域としており、地域経済牽引事業の推進が期待されるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

③ 垂水市新城（地図：7 垂水市 重点促進区域図の「垂水南中学校跡地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は6.43ha程度である。本区域は、平成22年4月で閉校した南中学校跡地（株財宝所有）を含んでいる。

交通アクセスについては、東九州自動車道笠之原 IC まで約20kmまで、鹿児島空港まで約62.0km、鉄道については、JR九州国分駅まで約3km、垂水港まで約6.0kmの立地である。情報インフラについては、ADSLが利用可能である。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含めないが、農用地区域は約105ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）については把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 第5次垂水市総合振興計画「基本計画」における記載

「経営基盤整備とともに、清らかに湧き出る水をはじめとする地域資源や地域特性を活かした商品開発、高付加価値化や販路拡大による産業振興とあわせて、若者や高齢者、子育て中の方、転入者等多様な人材が働きやすい職場環境を整備し、働く場としての魅力を高め、地域のにぎわい創出に取り組みます。」とされている。

- ・ 垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

企業立地等については、基本目標①として「垂水市における安定した雇用を創出する」を掲げており、地域資源を生かした企業誘致の推進として、「企業の進出ニーズに対応した誘致活動を推進します。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

新城地区は垂水市の南部に位置し、普通期水稻と裏作のタマネギを組み合わせた経営を中心に、園芸作物や肉用牛など農業が盛んな地区である。

同区域については、既に(株)財宝に売却済であるが、同時に売却した隣接地には財宝マンションが建設され、従業員の寮として活用されている。

今後、財宝マンション用地以外の区域については、工場等の建設が想定され、積極的な地域経済牽引事業の推進が期待される区域と考えているため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

(9) 薩摩川内市

① 薩摩川内市湯島町字道久、字竹島及び港町字松原 (地図: 8-1 薩摩川内市 重点促進区域図 (本土)「船間島工業用地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は 43.06ha 程度である。

本区域は船間島工業用地を含み、食品加工や金属・鉄鋼製品製造等の事業所 (21 社) が立地し、重要港湾川内港、薩摩川内水引インターチェンジと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域 (県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動物種の生息・生育域) を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地 (未決定面積) は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 薩摩川内市市都市計画マスタープランにおける記載

「船間島工業団地については、周辺の住宅環境や自然環境に調和した良好な工業地の保全・育成に努めます。」とされている。

- ・ 薩摩川内市農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む川内西部地区は、「海岸線に隣接しており、比較的平地水田が多く、ほ場整備及び農免農道整備事業が実施されている。今後も農道、用排水施設など農業生産基盤の保全に努め、優良農地としての利用を推進する。」とされている。

- ・ 薩摩川内市市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

企業立地については、「交通アクセスの環境の良さ、世界に広がる物流、格安なエネルギー

など、本市の優位性を活かした企業誘致を進めるとともに、立地環境の整備を図ります。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は船間島工業用地を含み、食品加工や金属・鉄鋼製品製造等の事業所(21社)が立地している区域である。

各企業においては地域資源等を活用した製品開発(食品製造)など積極的な事業展開が図られており、川内港や薩摩川内水引ICも近いこともあり(工業団地から5km程度)、産業の振興を図る上では重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の565~609に記載する区域

② 薩摩川内市湯島町字唐山(地図:8-1 薩摩川内市 重点促進区域図(本土)「港町工業専用地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は150.41ha程度である。

本区域は港町工業専用地を含み、ガス事業所や火力発電所が立地し、重要港湾川内港、薩摩川内水引インターチェンジと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 薩摩川内市市都市計画マスタープランにおける記載

「川内港及び周辺地区については、海上輸送基地として人や物の交流を促進するとともに、電力の安定供給基地や広域交通網を活かした流通・産業拠点としての基盤整備を図り、企業誘致を積極的に推進します。」とされている。

- ・ 薩摩川内市農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む川内西部地区は、「海岸線に隣接しており、比較的平地水田が多く、ほ場整備及び農免農道整備事業が実施されている。今後も農道、用排水施設など農業生産基盤の保全に努め、優良農地としての利用を推進する。」とされている。

- ・ 薩摩川内市市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

企業立地については、「交通アクセスの環境の良さ、世界に広がる物流、格安なエネルギー

など、本市の優位性を活かした企業誘致を進めるとともに、立地環境の整備を図ります。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は港町工業専用地を含み、ガス事業所や火力発電所が立地し、重要港湾川内港、薩摩川内水引インターチェンジと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、産業の振興を図る上では重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の610～619に記載する区域

③ 薩摩川内市花木町、宮内町字花木、字中戸切原、字前堀堂、字堀堂、字前小原、字猿楽、字市場、字原田、井手園、字九品及び字和光 (地図：8-1 薩摩川内市 重点促進区域図 (本土)「宮内町工業用地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は34.89ha程度である。

本区域は宮内町工業用地を含み、パルプ製造事業所が立地し、重要港湾川内港、薩摩川内水引インターチェンジと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動物種の生息・生育域)を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 薩摩川内市都市計画マスタープランにおける記載

「既存工業地については、周辺の住宅環境に調和した良好な工業地の維持・保全に努めます。」とされている。

- ・ 薩摩川内市農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む川内北部地区は、「川内川の右岸の支流沿いに帯状に連なる山間迫田が大部分を占めている。(中略) 亀山地区水田においては、市街地(用途地域)に隣接しているため、近年宅地等の建設による混住化が進んでいる。今後も農道、用排水施設など農業生産基盤の保全に努め、優良農地としての利用を推進する。」とされている。

- ・ 薩摩川内市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

企業立地については、「交通アクセスの環境の良さ、世界に広がる物流、格安なエネルギーなど、本市の優位性を活かした企業誘致を進めるとともに、立地環境の整備を図ります。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は宮内町工業用地を含み、パルプ製造業が立地している区域である。

当該企業においては竹等の本市固有の資源等を活用した製品開発を行うなど、積極的な事業展開が図られており、川内港や薩摩川内水引 IC も近いこともあり、産業の振興を図る上では重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の620～927に記載する区域

④ 薩摩川内市高城町字久ノ尾字西町字山元、字蕨野原、字谷口及び北山田 (地図：8-1 薩摩川内市重点促進区域図(本土)「高城町西町用地」,「高城町西町2号用地」及び「高城地区農工団地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は42.0ha程度である。

本区域は高城町西町用地、高城町西町2号用地及び高城地区農工団地を含み、電子部品製造事業所が立地し、重要港湾川内港、薩摩川内水引インターチェンジと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動物種の生息・生育域)を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 薩摩川内市都市計画マスタープランにおける記載

「既存工業地については、周辺の住宅環境に調和した良好な工業地の維持・保全に努めます。」とされている。

- ・ 薩摩川内市農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む川内北部地区は、「川内川の右岸の支流沿いに帯状に連なる山間迫田が大部分を占めている。(中略)高城地区の水田は、ほ場整備が実施されてきた。今後も農道、用排水施設など農業生産基盤の保全に努め、優良農地としての利用を推進する。」とされている。

- ・ 薩摩川内市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

企業立地については、「交通アクセスの環境の良さ、世界に広がる物流、格安なエネルギーなど、本市の優位性を活かした企業誘致を進めるとともに、立地環境の整備を図ります。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は3つの工業用地を含み、基幹産業である電子部品製造事業所が立地している区域である。

当該企業においては積極的な事業展開に伴う活発な設備投資が行われており、市内随一の雇用吸引力を発揮している。今後も本市の産業の振興を図る上では重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の928～950に記載する区域

⑤ 薩摩川内市勝目町字水ノ手、字上水ノ手、字正平（地図：8-1 薩摩川内市 重点促進区域図（本土）「隈之城地区農工団地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は8.65ha程度である。

本区域は隈之城地区農工団地を含み、木材製造事業所が立地し、重要港湾川内港、薩摩川内都インターチェンジと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

・ 薩摩川内市農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む川内南部地区は、「湛水防除事業をはじめ農道整備及び用排水施設整備が実施されている。また、まとまった畑地帯がある権現原台地では、かんがい施設が整備され、ごぼう等の露地野菜が定着しており、今後も農業生産基盤の保全に努め、優良農地としての利用を推進する。」とされている。

・ 薩摩川内市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

企業立地については、「交通アクセスの環境の良さ、世界に広がる物流、格安なエネルギーなど、本市の優位性を活かした企業誘致を進めるとともに、立地環境の整備を図ります。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は隈之城地区農工団地を含み、木材製造事業所が立地している区域であり、重要港湾川内港、薩摩川内都インターチェンジと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあることから、今後も本市の産業の振興を図る上では重要な区域であるため、重点促

進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の951～966に記載する区域

⑥ 薩摩川内市入来町副田字立山 (地図:8-1 薩摩川内市 重点促進区域図(本土)「入来工業団地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は47.23ha程度である。

本区域に存する入来工業団地は、北薩地域の中心部に位置し、重要港湾川内港、鹿児島空港、九州自動車道、南九州西回り自動車道へ良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において入来町副田に約7.94haが遊休地(未決定面積)として把握されており、遊休地を優先して活用する。

イ 関連計画における記載等

- ・ 薩摩川内市都市計画マスタープランにおける記載

「入来工業団地については、積極的な企業誘致を進めるとともに、隣接する住宅地などの周辺環境と調和に配慮しつつ、良好な住宅地の形成を図ります。」とされている。

- ・ 薩摩川内市農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む入来副田地区は、「台地の畑地帯及び平地の水田からなり、特に1団地2ha以上の農用地区域について農地としての利用を促進する。なお、この地区は畜産が盛んで田畑を利用した飼料作物栽培が図られており、今後も農業生産基盤の保全に努め、優良農地としての利用を推進する。」とされている。

- ・ 薩摩川内市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

企業立地については、「交通アクセスの環境の良さ、世界に広がる物流、格安なエネルギーなど、本市の優位性を活かした企業誘致を進めるとともに、立地環境の整備を図ります。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域に存する入来工業団地は、北薩地域の中心部に位置し、重要港湾川内港、鹿児島空港、九州自動車道、南九州西回り自動車道へ良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の967～970に記載する区域

⑦ 薩摩川内市祁答院町上手字宮田, 字木場田, 祁答院町下手字樋掛及字宇ヶ石 (地図: 8-1 薩摩川内市 重点促進区域図 (本土)「祁答院工業団地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は54.37ha程度である。

本区域は祁答院工業団地を含み, 木材加工事業者が立地し, 鹿児島空港, 九州自動車道横川インターチェンジへ良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり, 当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため, 設定する。

本区域は, その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園, 特定植物群落, 生物多様性の観点から重要度の高い湿地, シギ・チドリ類渡来湿地, 国内希少野生動物種の生息・生育域)を含まない。

なお, 本区域に農用地区域は含めないが, 農用地区域が7.85ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また, 本区域においては, 令和4年度工場適地調査において, 遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

・ 薩摩川内市農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む祁答院上手地区は, 「水田は, 秋上川, 久富木川流域に広がっており, ほ場整備はほとんど完了しているが, 区画が小さく大型機械等の作業に支障をきたしているため, ほ場整備等による基盤整備を推進する必要がある。畑は, 果樹(なし)及び露地野菜を組み合わせた複合経営や特産品のほおずきなどが営まれている。今後も, 水田転作の条件整備を図り, 農業生産基盤の保全に努め, 優良農地としての利用を推進する。」とされている。

・ 薩摩川内市市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

企業立地については, 「交通アクセスの環境の良さ, 世界に広がる物流, 格安なエネルギーなど, 本市の優位性を活かした企業誘致を進めるとともに, 立地環境の整備を図ります。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は祁答院工業団地を含み, 木材製造事業所が立地している区域であり, 鹿児島空港, 九州自動車道横川インターチェンジへ良好なアクセスを有するなど, 交通インフラが充実した場所でもあることから, 今後も本市の産業の振興を図る上では重要な区域であるため, 重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の971～983に記載する区域

⑧ 薩摩川内市祁答院町東郷町斧淵字狸ヶ宇都 (地図: 8-1 薩摩川内市 重点促進区域図 (本土)「東郷町斧淵」を含む区域)

郷工業用地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は13.67ha程度である。

本区域は東郷工業用地を含み、市街地からも近く(10km程度)、国道267号へ良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 薩摩川内市農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む東郷斧渕地区は、「県道阿久根東郷線及び県道東郷山田宮之城線の沿線に農地が形成され、そのほとんどが水田として利用されている。他の地区に比べ基盤整備は遅れているものの、集団化された地域であるため現状のまま農地としての利用を進める。また、国道267号線の農用地は、主に畑としての利用が多く、施設果樹(ぶどう、きんかん)の栽培が拡大しつつあり、今後も水田を含めた農業生産基盤の保全に努め、優良農地としての利用を推進する。」とされている。

- ・ 薩摩川内市市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

企業立地については、「交通アクセスの環境の良さ、世界に広がる物流、格安なエネルギーなど、本市の優位性を活かした企業誘致を進めるとともに、立地環境の整備を図ります。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は東郷工業用地を含み、重要港湾川内港、JR川内駅、鹿児島空港へのアクセスが良好で陸・海・空のアクセスのバランスがよく、市としては企業立地を積極的に推進する区域であり、産業振興を図る必要性の高い地域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の984に記載する区域

(10) 日置市

- ① 日置市東市来町湯田上穴山、下ノ段、池ノ平(地図:9 日置市 重点促進区域図の「皆田工業団地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

面積は約23.05haである。

本区域は皆田工業団地を含み、同団地には電子関連の事業所、医療器具関係の事業所が立地し、広域農免道路に接しており、地域経済牽引事業の推進が期待される区域である。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含めないが、農用地区域は3.3ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 日置市産業振興促進計画における記載

対象地区の産業の振興の基本的方針として、「本市内の工業用地として、4つの工業団地があり、市内企業間の情報交換の場を設けるなど既存企業へのサポートを進めています。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該区域は皆田工業団地を含み、同団地には時計の精密部品、半導体部品、医療器具の製造を行う企業が立地しており、誘致企業による雇用の促進など、地域経済を牽引している区域であることから、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の985～999に記載する区域

② 日置市伊集院町徳重（字）前田平、東平原、杉ヶ迫、伊集院町郡寺山（地図：9 日置市 重点促進区域図の「徳重工業団地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

面積は約25.57haである。

本区域は都市計画区域内で用途は工業地域となっている。同工業団地には光半導体等の電子部品製造業(1社)、特殊印刷業(1社)、牛舎等製造業(1社)、米穀精米業(1社)、化学薬品卸業(1社)が立地しており、JR伊集院駅から約1.5km、伊集院インターチェンジからも約4kmと良好なアクセスを有し、市街地中心部にあり交通インフラが充実した場所でもある。また、工場用地は特別高圧電力、豊富な地下水等の原動棟完備している。地域の地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含めないが、農用地区域は0.1ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

イ 関連計画における記載等

都市計画上の用途地域（工業地域）の一部として位置付けている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は誘致企業の撤退後は、有効な土地があるため、市が土地を購入し、工場用地として、企業誘致を重点的に行う区域とする予定である。このため、今後、地域経済牽引事業の積極的な推進が期待される区域であることから、本区域を重点促進区域として設定する。なお、本区域に農用地区域は含まない。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1000～1019に記載する区域

③ 日置市伊集院町清藤（字）上大迫（地図：9 日置市 重点促進区域図の「清藤工業団地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

面積は約13.71haである。

本区域に含む清藤工業団地には、都市計画区域内で用途地域外である。同工業団地には、地元食材を活かした食品関連産業の事業所（2社）、半導体等の電子部品（1社）、自動車等の部品（1社）、その他（2社）が立地しており、伊集院インターチェンジからも約2kmと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、本区域においては地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は4.3ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 日置市産業振興促進計画における記載

対象地区の産業の振興の基本的方針として、「本市内の工業用地として、4つの工業団地があり、市内企業間の情報交換の場を設けるなど既存企業へのサポートを進めています。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域に含む清藤工業団地は、食品関連産業、電子関連産業、自動車関連産業等に係る企業が立地しており、これら誘致企業による雇用の促進や増設、設備拡大等が進められるなど、地域経済を牽引する区域であることから、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1020～1038に記載する区域

④ **日置市吹上町中原（字）平堀**（地図：9 日置市 重点促進区域図の「亀原工業団地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

面積は約 7.04ha である。

本区域には亀原工業団地を含んでおり、同工業団地には、太陽熱エネルギーの製造・設置をする企業が立地しており、幹線道路網へのアクセスについても、国道 270 号線から約 500m の位置となる。同社は、環境・エネルギー関連産業である、太陽熱のエネルギー事業を展開しており、引き続き地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は 1.7ha 程度存在している。市街化調整区域は含まない。

イ 関連計画における記載等

・ 日置市産業振興促進計画における記載

対象地区の産業の振興の基本的方針として、「本市内の工業用地として、4つの工業団地があり、市内企業間の情報交換の場を設けるなど既存企業へのサポートを進めています。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域に含む亀原工業団地には、太陽熱を利用したエネルギー開発、システム開発等を展開しており、環境・エネルギー産業関連の地域経済牽引事業の積極的な展開が期待される区域であることから、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1039～1047に記載する区域

⑤ **日置市吹上町与倉（字）青井野大谷口，倉谷**（地図：9 日置市 重点促進区域図の「藤元工業団地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

面積は約 35.65ha である。

本区域に含む藤元工業団地は、焼酎工場（1社）、金型製造（1社）が立地しており、谷山ICまで約10分と高速道路網へのアクセスも良好である。

工業団地に立地する企業においては、地元の特性であるサツマイモを活かしたサツマイモを生かして焼酎製造を行うなど、地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

まない。

なお、本工業団地に農用地区域は含めないが、農用地区域は5.0ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 日置市産業振興促進計画における記載

対象地区の産業の振興の基本的方針として、「本市内の工業用地として、4つの工業団地があり、市内企業間の情報交換の場を設けるなど既存企業へのサポートを進めています。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域に含む藤元工業団地においては、焼酎工場、金型製品工場が企業しており、地域の主要農産物であるサツマイモ等の加工先等として、地域経済を牽引する区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1048～1087に記載する区域

(11) 曾於市

① 曾於市二之方（地図：10 曾於市 重点促進区域図の「末吉町二之方」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は1,088.73ha程度である。

本区域には畜産加工業の県内大手である「(株)ナンチク」と、関連企業が立地しており、事業者による、地域資源である畜産を活用した地域経済牽引事業のさらなる展開が期待される区域である。また、東九州自動車道「末吉財部IC」から約10km、鹿児島空港から約57km、志布志港から約27kmと良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含めないが、農用地区域は275.5ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、約13haの遊休地（未決定面積）が把握されており、遊休地を優先して活用する。

イ 関連計画における記載等

- ・ 第二次曾於市総合振興計画における記載

「誘致企業と地元企業、地域力や人材をすべて融合して、総合的な地域競争力の向上を図る」とされている。

- ・ 曾於市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

「本市人口の転出を抑え、転入を増やすためには住民が働く場としての企業が増え、活性化されることが重要です。しかし、地方に進出する企業は少なく、進出しても地域への定着が難しい事例もあることから、本市では『企業誘致支援員』を大都市圏に配置する事で、本市への進出が期待できる企業に対して積極的にアプローチしていきます。また、誘致後に企業が安定して本市住民の雇用・生産活動を継続できるように、必要な支援を行います。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該区域は「(株)ナンチク」があり、関連企業も立地するなど、食品関連産業の一定の集積がみられる区域である。また、東九州自動車道「末吉財部IC」から近く、今後も産業振興を図る上では重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1088～1130に記載する区域

② 曾於市南之郷 (地図：10 曾於市 重点促進区域図の「末吉町南之郷」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は1,088.73ha程度である。

本区域には「(株)ナンチク」の関連企業が立地しており、事業者による、地域資源である畜産を活用した地域経済牽引事業のさらなる展開が期待される区域である。また、東九州自動車道「末吉財部IC」から約10km、鹿児島空港から約57km、志布志港から約27kmと良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は905.8ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 第二次曾於市総合振興計画における記載

「誘致企業と地元企業、地域力や人材をすべて融合して、総合的な地域競争力の向上を図る」とされている。

- ・ 曾於市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

「本市人口の転出を抑え、転入を増やすためには住民が働く場としての企業が増え、活性化されることが重要です。しかし、地方に進出する企業は少なく、進出しても地域への定着が難しい事例もあることから、本市では『企業誘致支援員』を大都市圏に配置する事で、本市への

進出が期待できる企業に対して積極的にアプローチしていきます。また、誘致後に企業が安定して本市住民の雇用・生産活動を継続できるように、必要な支援を行います。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該区域は「(株)ナンチク」の関連企業も立地するなど、食品関連産業の一定の集積がみられる区域である。また、東九州自動車道「末吉財部IC」から近く、今後も産業振興を図る上では重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1131～1138に記載する区域

③ 曾於市深川（地図：10 曾於市 重点促進区域図の「末吉町深川」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は2,612.19ha程度である。

本区域は「内村工業団地」を含んでおり、食品関連の事業所等が立地している。また、東九州自動車道「末吉財部IC」から約4km、鹿児島空港から約50km、JR九州財部駅から約7km、志布志港から約32kmと良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は786.4ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域には、令和4年度工場適地調査において、約1.6haが遊休地（未決定面積）として把握されており、遊休地を優先して活用する。

イ 関連計画における記載等

- ・ 第二次曾於市総合振興計画における記載

「誘致企業と地元企業、地域力や人材をすべて融合して、総合的な地域競争力の向上を図る」とされている。

- ・ 曾於市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

「本市人口の転出を抑え、転入を増やすためには住民が働く場としての企業が増え、活性化されることが重要です。しかし、地方に進出する企業は少なく、進出しても地域への定着が難しい事例もあることから、本市では『企業誘致支援員』を大都市圏に配置する事で、本市への進出が期待できる企業に対して積極的にアプローチしていきます。また、誘致後に企業が安定して本市住民の雇用・生産活動を継続できるように、必要な支援を行います。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該区域には「内村工業団地」があり、食品関連の企業等が立地する区域である。また、東九

州自動車道「末吉財部 I C」から近く(工業団地から4km程度)、今後も産業振興を図る上では重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1139～1153に記載する区域

④ 曾於市坂元(地図:10 曾於市 重点促進区域図の「大隅町坂元」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は1,806.79ha程度である。

本区域は「坂元工業団地」を含んでおり、食品関連産業である酒造会社等が立地している。また、東九州自動車道「末吉財部 I C」から約11km、鹿児島空港から約38km、志布志港から約38kmと良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は320.1ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 第二次曾於市総合振興計画における記載

「誘致企業と地元企業、地域力や人材をすべて融合して、総合的な地域競争力の向上を図る」とされている。

- ・ 曾於市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

「本市人口の転出を抑え、転入を増やすためには住民が働く場としての企業が増え、活性化されることが重要です。しかし、地方に進出する企業は少なく、進出しても地域への定着が難しい事例もあることから、本市では『企業誘致支援員』を大都市圏に配置する事で、本市への進出が期待できる企業に対して積極的にアプローチしていきます。また、誘致後に企業が安定して本市住民の雇用・生産活動を継続できるように、必要な支援を行います。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該区域は「坂元工業団地」があり、食品関連産業である酒造会社等が立地する区域である。

また、東九州自動車道「末吉財部 I C」から近く(工業団地から11km程度)、今後も産業振興を図る上では重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1154～1157に記載する区域

⑤ 曾於市下財部 (地図: 10 曾於市 重点促進区域図の「財部町下財部」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は4,316.5ha程度である。

本区域には「財部工業団地」を含んでおり、自動車関連産業の企業等が立地する区域である。

また、東九州自動車道「末吉財部IC」から約11km、地域高規格道路「都城志布志道路」の平塚ICから約2km、JR九州財部駅から約3km、と良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は501.4ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 第二次曾於市総合振興計画における記載

「誘致企業と地元企業、地域力や人材をすべて融合して、総合的な地域競争力の向上を図る」とされている。

- ・ 曾於市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

「本市人口の転出を抑え、転入を増やすためには住民が働く場としての企業が増え、活性化されることが重要です。しかし、地方に進出する企業は少なく、進出しても地域への定着が難しい事例もあることから、本市では『企業誘致支援員』を大都市圏に配置する事で、本市への進出が期待できる企業に対して積極的にアプローチしていきます。また、誘致後に企業が安定して本市住民の雇用・生産活動を継続できるように、必要な支援を行います。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該区域は「財部工業団地」を含んでおり、自動車関連産業の企業等が立地する区域である。

また、東九州自動車道「末吉財部IC」から約11km、地域高規格道路「都城志布志道路」の平塚ICから近く(工業団地から2km程度)、今後も産業振興を図る上では重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1158～1173に記載する区域

(12) 霧島市

- ① 霧島市溝辺町麓字曲迫・字山神・字朽場、隼人町西光寺字西免・字東免 (地図: 11 霧島市 重点

促進区域図の「鹿児島臨空団地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は 71.93ha 程度である。

本区域は、鹿児島臨空団地を含み、同区域には情報通信機械器具・食料品製造業や流通業などの事業所（6社）が立地している。また、溝辺鹿児島空港インターチェンジに近接し、鹿児島空港まで約 1km と良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は 5.33ha 程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域には、平成 8 年度工場適地調査において、溝辺町麓及び隼人町西光寺に約 13.6ha が遊休地（未決定面積）として把握されており、遊休地を優先して活用する。

イ 関連計画における記載等

- ・ 霧島市都市計画マスタープランにおける記載

「溝辺鹿児島空港インターチェンジに隣接し、隼人地域と一体となった鹿児島空港臨空団地や三縄地区の久留味川工業団地においては、企業の誘致を進めることにより、産業・流通拠点としての有効利用を図ります。」とされている。

- ・ 霧島農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む溝辺麓・崎森地区、隼人上場地区(一部)は、典型的な畑作地帯であり、水田は台地間の山あいに沿った細長い山間迫田であり、未整備の水田が多い。今後も基盤整備は進まないものと思われるが、農道、用排水路等の整備を進め、水田の有効利用を図る。畑は、第 1 次構造改善事業、県畑地帯総合土地改良事業十三塚地区により、ほぼ整備済である。今後は、畑地かんがい事業の水利用による施設野菜、茶、露地野菜を基幹とした農業の規模拡大と土地の有効利用を図る。」とされている。

- ・ 霧島市ふるさと創生総合戦略における記載

「企業立地に適した用地などの情報収集を強化し、用地の確保に努めるとともに、地の利、人材確保の優位性を活かした積極的な誘致活動を行っていきます。」「本市の恵まれた自然環境を活かし、安心して安全な再生可能エネルギーの導入を積極的に推進するとともに、省エネルギー対策について普及推進を図っていきます。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該地域は鹿児島臨空団地を含み、鹿児島空港や九州縦貫自動車道 I C に近接し、九州主要都市や東京、大阪などの大都市圏、アジアも視野に入れた産業拠点となる重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙 3 の 1174～1197 に記載する区域

② 霧島市国分上野原テクノパーク (地図: 11 霧島市 重点促進区域図の「国分上野原テクノパーク」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は 39.22ha 程度である。

本区域は、生産用機械器具・業務用機械器具・情報通信機械器具・金属製品・木材製造業、流通業などの事業所(13社)が立地し、国分インターチェンジから 7.5km と良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域には、昭和 58 年度工場適地調査において、霧島市国分上野原テクノパークに約 1.9ha が遊休地(未決定面積)として把握されており、遊休地を優先して活用する。

イ 関連計画における記載等

- 霧島市都市計画マスタープランにおける記載

「上野原テクノパーク等の工業系用途地域内における未利用地の活用を促進するとともに、国分インターチェンジ周辺など交通利便性の良い地区において、農林漁業との調整を図りながら、新たな産業の立地誘導を検討します。」とされている。

- 霧島農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む国分上場南部地区は、「さつまいも、露地野菜、畜産が行われている。農免農道整備事業、小規模土地基盤整備事業、飼料基盤整備事業、県単独農業農村整備事業の施行地である。今後は、集落基盤整備事業等により、ほ場整備及び用排水路整備を行うことにより、農業生産基盤の整備を図る。」とされている。

- 霧島市ふるさと創生総合戦略における記載

「企業立地に適した用地などの情報収集を強化し、用地の確保に努めるとともに、地の利、人材確保の優位性を活かした積極的な誘致活動を行っていきます。」「本市の恵まれた自然環境を活かし、安心して安全な再生可能エネルギーの導入を積極的に推進するとともに、省エネルギー対策について普及推進を図っていきます。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該地域は、工業団地である国分上野原テクノパークを含み、東九州自動車道 IC に近く(国分 IC まで 7.5km)、産業振興を図る上で重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙 3 の 1198～1248 に記載する区域

③ 霧島市隼人町小田字六ノ坪・字高尾野・字米ヶ迫・字中ノ迫・字錦田 (地図: 11 霧島市 重点促進区域図の「小田工業団地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は21.77ha程度である。

本区域は、小田工業団地を含み、郵便業、道路貨物運送業の事業所それぞれ1社が立地し、隼人西インターチェンジから1.9kmと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は1.5ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- 霧島市都市計画マスタープランにおける記載

「鹿児島臨空団地への企業誘致を進めるとともに、隼人東インターチェンジや港湾施設周辺、小田など交通利便性の良い地区における工業・流通業務地としての土地利用を検討し、有効利用を促進します。」とされている。

- 霧島農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む隼人下場地区は、「天降川とその支流の扇状地を開けた標高0~50mに位置する平坦な地域であり、これまでにほとんどの地区で、ほ場整備・農道整備・排水対策事業が行われている優良水田地帯である。今後も、田として用途区分し、主食用米を中心としながら、加工用米や飼料用米の新規需要米の振興に努めるとともに、水田を利用した冬春トマト、あいら新ごぼう等の施設野菜の生産振興を図る。」とされている。

- 霧島市ふるさと創生総合戦略における記載

「企業立地に適した用地などの情報収集を強化し、用地の確保に努めるとともに、地の利、人材確保の優位性を活かした積極的な誘致活動を行っていきます。」「本市の恵まれた自然環境を活かし、安心して安全な再生可能エネルギーの導入を積極的に推進するとともに、省エネルギー対策について普及推進を図っていきます。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該地域は、小田工業団地を含み、東九州自動車道ICに近く(隼人西ICまで1.9km)、産業振興を図る上で重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1249～1255に記載する区域

④ 霧島市国分川原宇平石、国分上小川字梅ヶ谷（地図：11 霧島市 重点促進区域図の「第2岩坂工業団地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は25.80ha程度である。

本区域は第2岩坂工業団地を含み、国分上野原テクノパークにも近く、周辺に先端企業が集積しており、国分インターチェンジから4.6kmと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 霧島市都市計画マスタープランにおける記載

「野口北及び山下町などに立地する大小の工業用地は、引き続きその機能を維持し、必要に応じて拡充を図ります。また、敷地内外の緑化等により周辺市街地の環境整備に努め、環境と産業が調和した地域づくりに努めます。」とされている。

- ・ 霧島農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む国分上場北部地区は、「茶・露地野菜・施設野菜、果樹及び畜産等が行われている。第1次農業構造改善事業、農免農道整備事業及び県営ふるさと水と土ふれあい事業等の施行地であるが、今後は、農道整備を主体として農業生産基盤の整備を図る。」とされている。

- ・ 霧島市ふるさと創生総合戦略における記載

「企業立地に適した用地などの情報収集を強化し、用地の確保に努めるとともに、地の利、人材確保の優位性を活かした積極的な誘致活動を行っていきます。」「本市の恵まれた自然環境を活かし、安心して安全な再生可能エネルギーの導入を積極的に推進するとともに、省エネルギー対策について普及推進を図っていきます。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該地域は、第2岩坂工業団地を含み、東九州自動車道ICに近く（国分ICまで4.6km）、産業振興を図る上で重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1256～1263に記載する区域

⑤ 霧島市国分野口北, 国分府中字気色ノ前・字安蛇水流・字森ノ下・字木屋ノ下, 隼人町見次字
ダチク (地図: 11 霧島市 重点促進区域図の「野口工業団地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は28.76ha程度である。

本区域は野口工業団地を含み, 大手の半導体工場が立地し, 隼人東インターチェンジから2.8kmと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり, 当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため, 設定する。

本区域は, その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園, 特定植物群落, 生物多様性の観点から重要度の高い湿地, シギ・チドリ類渡来湿地, 国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

なお, 本区域に農用地区域は含まないが, 農用地区域は0.35ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また, 本区域においては, 令和4年度工場適地調査において, 遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

・ 霧島市都市計画マスタープランにおける記載

「野口北及び山下町などに立地する大小の工業用地は, 引き続きその機能を維持し, 必要に応じて拡充を図ります。また, 敷地内外の緑化等により周辺市街地の環境整備に努め, 環境と産業が調和した地域づくりに努めます。」とされている。

・ 霧島農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む国分下場地区は, 「農地の約97%は田で, 水田地帯となっており, 稲作を中心に冬春トマト, あいら新ごぼう等の施設野菜の生産が行われている。今後, 集落基盤整備事業により, 排水路整備を行い, 農業生産基盤の整備を図る。」とされている。

・ 霧島市ふるさと創生総合戦略における記載

「企業立地に適した用地などの情報収集を強化し, 用地の確保に努めるとともに, 地の利, 人材確保の優位性を活かした積極的な誘致活動を行っていきます。」「本市の恵まれた自然環境を活かし, 安心して安全な再生可能エネルギーの導入を積極的に推進するとともに, 省エネルギー対策について普及推進を図っていきます。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該地域は, 野口工業団地を含み, 東九州自動車道I Cに近く(隼人東ICまで2.8km), 産業振興を図る上で重要な区域であるため, 重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1264~1364に記載する区域

⑥ 霧島市国分山下町, 国分上小川字臼小波谷 (地図: 11 霧島市 重点促進区域図の「山下工業団地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は 61.95ha 程度である。

本区域は山下工業団地を含み、大手の半導体部品・電子デバイス関連工場など製造業の事業所(3社)が立地し、国分インターチェンジから 2.8km と良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和 4 年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 霧島市都市計画マスタープランにおける記載

「野口北及び山下町などに立地する大小の工業用地は、引き続きその機能を維持し、必要に応じて拡充を図ります。また、敷地内外の緑化等により周辺市街地の環境整備に努め、環境と産業が調和した地域づくりに努めます。」とされている。

- ・ 霧島農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む国分下場地区は、「農地の約 97%は田で、水田地帯となっており、稲作を中心に冬春トマト、あいら新ごぼう等の施設野菜の生産が行われている。今後、集落基盤整備事業により、排水路整備を行い、農業生産基盤の整備を図る。」とされている。

- ・ 霧島市ふるさと創生総合戦略における記載

「企業立地に適した用地などの情報収集を強化し、用地の確保に努めるとともに、地の利、人材確保の優位性を活かした積極的な誘致活動を行っていきます。」「本市の恵まれた自然環境を活かし、安心して安全な再生可能エネルギーの導入を積極的に推進するとともに、省エネルギー対策について普及推進を図っていきます。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該地域は、山下工業団地を含み、東九州自動車道 I C に近く(国分 IC まで 2.8km)、産業振興を図る上で重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙 3 の 1365～1392 に記載する区域

⑦ 霧島市隼人町内字下木房川原・字上川原・字木房川原(地図: 11 霧島市 重点促進区域図の「内工業団地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は 9.59ha 程度である。

本区域は内工業団地を含み、大手の印刷デバイス工場が立地し、隼人東インターチェンジから3.9kmと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 霧島市都市計画マスタープランにおける記載

「真孝や内等に立地する工業用地については、引き続きその機能を維持するとともに、必要に応じて拡充を図ります。」とされている。

- ・ 霧島農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む隼人下場地区は、「天降川とその支流の扇状地を開けた標高0～50mに位置する平坦な地域であり、これまでにほとんどの地区で、ほ場整備・農道整備・排水対策事業が行われている優良水田地帯である。今後も、田として用途区分し、主食用米を中心としながら、加工用米や飼料用米の新規需要米の振興に努めるとともに、水田を利用した冬春トマト、あいら新ごぼう等の施設野菜の生産振興を図る。」とされている。

- ・ 霧島市ふるさと創生総合戦略における記載

「企業立地に適した用地などの情報収集を強化し、用地の確保に努めるとともに、地の利、人材確保の優位性を活かした積極的な誘致活動を行っていきます。」「本市の恵まれた自然環境を活かし、安心して安全な再生可能エネルギーの導入を積極的に推進するとともに、省エネルギー対策について普及推進を図っていきます。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該地域は、内工業団地を含み、東九州自動車道ICに近く（隼人東ICまで3.9km）、産業振興を図る上で重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1393～1399に記載する区域

⑧ 霧島市横川町上ノ字南ヶ迫・字鷹巣（地図：11 霧島市 重点促進区域図の「上ノ工業団地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は58.31ha程度である。

本区域は上ノ工業団地を含み、生産用機械器具製造業などの事業所（2社）が立地し、横川インターチェンジから1.7kmと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、

当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 霧島市都市計画マスタープランにおける記載

「先端技術関連の進出企業が立地する上ノ工業団地をはじめ、主要地方道牧園薩摩線沿道及び主要地方道栗野加治木線沿道の工業団地や工業適地を、地域の産業・流通拠点と位置付け、既存工業団地内の未利用地については企業誘致を進め、有効利用を図ります。」とされている。

- ・ 霧島農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む横川上ノ地区は、「畑が散在し、一部の基盤整備に留まっているが、水田は70%について基盤整備が完了している。今後は、更なる水田の高度利用と気象条件を活かした作物の産地化を推進する。」とされている。

- ・ 霧島市ふるさと創生総合戦略における記載

「企業立地に適した用地などの情報収集を強化し、用地の確保に努めるとともに、地の利、人材確保の優位性を活かした積極的な誘致活動を行っていきます。」「本市の恵まれた自然環境を活かし、安心して安全な再生可能エネルギーの導入を積極的に推進するとともに、省エネルギー対策について普及推進を図っていきます。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該地域は、上ノ工業団地を含み、九州縦貫自動車道 I C に近く（横川 IC まで 1.7km）、産業振興を図る上で重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1400～1409に記載する区域

⑨ 霧島市隼人町真孝字大宝・字下林田・字山王上・字山王馬場・字浜田上・字高城・字西天井（地図：11 霧島市 重点促進区域図の「真孝工業団地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は 39.64ha 程度である。

本区域は真孝工業団地を含み、鉄鋼業や卸売業がそれぞれ1社ずつ立地し、隼人東インターチェンジから 1.6km と良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含

まない。

なお、本区域に農用地区域は含めないが、農用地区域は1.89ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 霧島市都市計画マスタープランにおける記載

「真孝や内等に立地する工業用地については、引き続きその機能を維持するとともに、必要に応じて拡充を図ります。」とされている。

- ・ 霧島農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む単人下場地区は、「天降川とその支流の扇状地を開けた標高0～50mに位置する平坦な地域であり、これまでにほとんどの地区で、ほ場整備・農道整備・排水対策事業が行われている優良水田地帯である。今後も、田として用途区分し、主食用米を中心としながら、加工用米や飼料用米の新規需要米の振興に努めるとともに、水田を利用した冬春トマト、あいら新ごぼう等の施設野菜の生産振興を図る。」とされている。

- ・ 霧島市ふるさと創生総合戦略における記載

「企業立地に適した用地などの情報収集を強化し、用地の確保に努めるとともに、地の利、人材確保の優位性を活かした積極的な誘致活動を行っていきます。」「本市の恵まれた自然環境を活かし、安心して安全な再生可能エネルギーの導入を積極的に推進するとともに、省エネルギー対策について普及推進を図っていきます。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該地域は、真孝工業団地を含み、東九州自動車道I Cに近く(単人東ICまで1.6km)、産業振興を図る上で重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1410～1433に記載する区域

⑩ 霧島市溝辺町三縄字山下(地図:11 霧島市重点促進区域図の「久留味川工業団地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は15.84ha程度である。

本区域は久留味川工業団地を含み、生産用機械器具・金属製品製造業、倉庫業などの事業所(3社)が立地し、横川インターチェンジから5.3kmと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

本区域は農用地区域，市街化調整区域を含まない。

また，本区域においては，令和4年度工場適地調査において，遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 霧島市都市計画マスタープランにおける記載

「溝辺鹿児島空港インターチェンジに隣接し，隼人地域と一体となった鹿児島空港臨空団地や三縄地区の久留味川工業団地においては，企業の誘致を進めることにより，産業・流通拠点としての有効利用を図ります。」とされている。

- ・ 霧島農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む溝辺有川・竹子・三縄地区の水田，82ha について基盤整備が実施されている。今後も基盤整備を推進するとともに，用排水路，農道等の整備を年次的に実施し，肉用牛や畑作を組み合わせた複合経営による土地利用を図る。畑は，県営畑地帯総合土地改良事業及び同竹子原地区の完成により，水利用による施設化や入用牛・野菜・茶・水稻を組み合わせた複合経営による土地利用を図る。」とされている。

- ・ 霧島市ふるさと創生総合戦略における記載

「企業立地に適した用地などの情報収集を強化し，用地の確保に努めるとともに，地の利，人材確保の優位性を活かした積極的な誘致活動を行っていきます。」「本市の恵まれた自然環境を活かし，安心して安全な再生可能エネルギーの導入を積極的に推進するとともに，省エネルギー対策について普及推進を図っていきます。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該地域は，久留味川工業団地を含み，九州縦貫自動車道 I C に近く（横川 IC まで 5.3km），産業振興を図る上で重要な区域であるため，重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1434～1444に記載する区域

⑪ 霧島市横川町上ノ字崎山・字森田（地図：11 霧島市 重点促進区域図の「崎山工業団地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は29.43ha程度である。

本区域は崎山工業団地を含み，生産用機械器具製造業，窯業などの事業所（3社）が立地し，横川インターチェンジから2.2kmと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり，当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため，設定する。

本区域は，その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園，特定植物群落，生物多様性の観点から重要度の高い湿地，シギ・チドリ類渡来湿地，国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域，市街化調整区域を含まない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 霧島市都市計画マスタープランにおける記載

「先端技術関連の進出企業が立地する上ノ工業団地をはじめ，主要地方道牧園薩摩線沿道及び主要地方道栗野加治木線沿道の工業団地や工業適地を，地域の産業・流通拠点と位置付け，既存工業団地内の未利用地については企業誘致を進め，有効利用を図ります。」とされている。

- ・ 霧島農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む横川上ノ地区は，「畑が散在し，一部の基盤整備に留まっているが，水田は70%について基盤整備が完了している。今後は，更なる水田の高度利用と気象条件を活かした作物の産地化を推進する。」とされている。

- ・ 霧島市ふるさと創生総合戦略における記載

「企業立地に適した用地などの情報収集を強化し，用地の確保に努めるとともに，地の利，人材確保の優位性を活かした積極的な誘致活動を行っていきます。」「本市の恵まれた自然環境を活かし，安心して安全な再生可能エネルギーの導入を積極的に推進するとともに，省エネルギー対策について普及推進を図っていきます。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該地域は，崎山工業団地を含み，九州縦貫自動車道 I C に近く（横川 IC まで 2.2km），産業振興を図る上で重要な区域であるため，重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1445～1503に記載する区域

⑫ 霧島市国分川原字岩坂・字馬立・字中ノ田（地図：11 霧島市 重点促進区域図の「岩坂工業団地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は 35.58ha 程度である。

本区域は岩坂工業団地を含み，生産用機械器具・電気機械器具・金属製品製造業などの事業所（5社）が立地し，国分インターチェンジから 4.8km と良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり，当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため，設定する。

本区域は，その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園，特定植物群落，生物多様性の観点から重要度の高い湿地，シギ・チドリ類渡来湿地，国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域，市街化調整区域を含まない。

また，本区域においては，令和4年度工場適地調査において，遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 霧島市都市計画マスタープランにおける記載

「野口北及び山下町などに立地する大小の工業用地は、引き続きその機能を維持し、必要に応じて拡充を図ります。また、敷地内外の緑化等により周辺市街地の環境整備に努め、環境と産業が調和した地域づくりに努めます。」とされている。

- ・ 霧島農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む国分上場北部地区は、「茶・露地野菜・施設野菜、果樹及び畜産等が行われている。第1次農業構造改善事業、農免農道整備事業及び県営ふるさと水と土ふれあい事業等の施行地であるが、今後は、農道整備を主体として農業生産基盤の整備を図る。」とされている。

- ・ 霧島市ふるさと創生総合戦略における記載

「企業立地に適した用地などの情報収集を強化し、用地の確保に努めるとともに、地の利、人材確保の優位性を活かした積極的な誘致活動を行っていきます。」「本市の恵まれた自然環境を活かし、安心して安全な再生可能エネルギーの導入を積極的に推進するとともに、省エネルギー対策について普及推進を図っていきます。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該地域は、岩坂工業団地を含み、東九州自動車道ICに近く（国分ICまで4.8km）、産業振興を図る上で重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1504～1564に記載する区域

⑬ 霧島市国分上小川字森ノ木・字榎川原・字西ノ丸・字大ノ丸, 国分中央六丁目（地図：11 霧島市重点促進区域図の「国分上小川工業団地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は22.53ha程度である。

本区域は国分上小川工業団地を含み、国分上野原テクノパークにも近く、周辺に先端企業が集積しており、国分インターチェンジから2.9kmと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 霧島市都市計画マスタープランにおける記載

「野口北及び山下町などに立地する大小の工業用地は、引き続きその機能を維持し、必要に

応じて拡充を図ります。また、敷地内外の緑化等により周辺市街地の環境整備に努め、環境と産業が調和した地域づくりに努めます。」とされている。

・ 霧島農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む国分下場地区は、「農地の約97%は田で、水田地帯となっており、稲作を中心に冬春トマト、あいら新ごぼう等の施設野菜の生産が行われている。今後、集落基盤整備事業により、排水路整備を行い、農業生産基盤の整備を図る。」とされている。

・ 霧島市ふるさと創生総合戦略における記載

「企業立地に適した用地などの情報収集を強化し、用地の確保に努めるとともに、地の利、人材確保の優位性を活かした積極的な誘致活動を行っていきます。」「本市の恵まれた自然環境を活かし、安心して安全な再生可能エネルギーの導入を積極的に推進するとともに、省エネルギー対策について普及推進を図っていきます。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該地域は、国分上小川工業団地を含み、東九州自動車道ICに近く(国分ICまで2.9km)、産業振興を図る上で重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1565～1797に記載する区域

⑭ 霧島市国分川内字高日山(地図:11 霧島市 重点促進区域図の「川内工業団地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は16.14ha程度である。

本区域は川内工業団地を含み、プラスチック製品製造業1社が立地し、国分インターチェンジから1.8kmと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

・ 霧島市都市計画マスタープランにおける記載

「野口北及び山下町などに立地する大小の工業用地は、引き続きその機能を維持し、必要に応じて拡充を図ります。また、敷地内外の緑化等により周辺市街地の環境整備に努め、環境と産業が調和した地域づくりに努めます。」とされている。

・ 霧島農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む国分下場地区は、「農地の約97%は田で、水田地帯となっており、稲作を中

心に冬春トマト、あいら新ごぼう等の施設野菜の生産が行われている。今後、集落基盤整備事業により、排水路整備を行い、農業生産基盤の整備を図る。」とされている。

・ 霧島市ふるさと創生総合戦略における記載

「企業立地に適した用地などの情報収集を強化し、用地の確保に努めるとともに、地の利、人材確保の優位性を活かした積極的な誘致活動を行っていきます。」「本市の恵まれた自然環境を活かし、安心して安全な再生可能エネルギーの導入を積極的に推進するとともに、省エネルギー対策について普及推進を図っていきます。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該地域は、川内工業団地を含み、東九州自動車道 I C に近く（国分 IC まで 1.8km）、産業振興を図る上で重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1798に記載する区域

⑮ 霧島市国分清水四丁目（地図：11 霧島市 重点促進区域図の「清水工業団地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は 24.95ha 程度である。

本区域は清水工業団地を含み、食料品製造業 1 社が立地し、鹿児島空港溝辺インターチェンジから 10.1km と良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

・ 霧島市都市計画マスタープランにおける記載

「野口北及び山下町などに立地する大小の工業用地は、引き続きその機能を維持し、必要に応じて拡充を図ります。また、敷地内外の緑化等により周辺市街地の環境整備に努め、環境と産業が調和した地域づくりに努めます。」とされている。

・ 霧島農業振興地域整備計画における記載

本区域を含む国分下場地区は、「農地の約97%は田で、水田地帯となっており、稲作を中心に冬春トマト、あいら新ごぼう等の施設野菜の生産が行われている。今後、集落基盤整備事業により、排水路整備を行い、農業生産基盤の整備を図る。」とされている。

・ 霧島市ふるさと創生総合戦略における記載

「企業立地に適した用地などの情報収集を強化し、用地の確保に努めるとともに、地の利、人

材確保の優位性を活かした積極的な誘致活動を行っていきます。」「本市の恵まれた自然環境を活かし、安心して安全な再生可能エネルギーの導入を積極的に推進するとともに、省エネルギー対策について普及推進を図っていきます。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該地域は、清水工業団地を含み、九州縦貫自動車道 I C に近く（鹿児島空港溝辺 IC まで 10.1km）、産業振興を図る上で重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1799～1819に記載する区域

(13) いちき串木野市

① いちき串木野市西薩町（地図：12 いちき串木野市 重点促進区域図の「西薩中核工業団地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

面積は60.8ha程度である。

本区域は地域特性である食品関連産業の事業所（13社）をはじめ28社が立地し、南九州西回り自動車道串木野 I C から約3km、J R鹿児島本線串木野駅から約1.5kmと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

・ いちき串木野市都市計画マスタープランにおける記載

本区域については「西薩中核工業団地は串木野新港に隣接する交通利便性を活かし、貿易関連企業などの港湾利用型企業の誘致を進め、工業地としての土地利用増進を図ります。」とされている。

・ いちき串木野市第2次総合計画における記載

本区域については「西薩中核工業団地は、臨海型企业等の新規誘致を図り、地域雇用の創出に努めます。特に、地域のブランド化を進めるための農林水産業と連携した食品関連産業や港湾を活用するための貿易に関する製造業等の企業の立地促進対策を積極的に進めます。」とされている。

・ いちき串木野市まち・ひと・しごと創生総合戦略2015における記載

本区域については「西薩中核工業団地を中心に、無償貸与制度の創設や企業誘致補助金の充

実により、新規立地や増設を促進し、産業の振興と雇用の創出を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は串木野新港に隣接する西薩中核工業団地を含み、特産品である焼酎やさつま揚げなどの食品関連産業の一定の集積（13社）がみられる区域である。

これら事業所においては、企業間の交流も盛んで、積極的な新商品開発が行われ、海外への販路拡大も行うなど、今後も食品関連産業の振興を図る上では重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1820～1865に記載する区域

② いちき串木野市三井、平江（地図：12 いちき串木野市 重点促進区域図の「三井工業用地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

面積は186.07ha程度である。

本区域は歴史のある金鉱山を有し、串木野鉱山を主体に発展を遂げた区域で、三井工業用地を含み、南九州西回り自動車道串木野ICから約1.5km、JR鹿児島本線串木野駅から約1kmと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ いちき串木野市都市計画マスタープランにおける記載

本区域については「地域の東側の五反田川沿いに形成される工業地は、周辺の住宅環境との調和に努めつつ、工業地としての土地利用の促進を図ります。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は三井工業用地を含み、市街地と農村部との中間に位置し、古くから鉱業を主体として栄えてきた区域である。

現在も、鉱山の操業が行われているほか、リサイクルや産業廃棄物処理など多角的な事業が行われ、今後も関連産業の振興を図る上では重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1866～1922に記載する区域

③ いちき串木野市浜ヶ城、上名 (地図: 12 いちき串木野市 重点促進区域図の「浜ヶ城工業用地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

面積は190.44ha程度である。

本区域は浜ヶ城工業用地を含み、食品加工業等を行う事業所等が立地する区域である。当該工業用地は南九州西回り自動車道串木野ICから約1.5km、JR鹿児島本線串木野駅に隣接する良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ いちき串木野市都市計画マスタープランにおける記載

本区域については「JR串木野駅東側の区域では、既存の工場と、周辺住環境との調和を図りながら工業系の土地利用としての維持を図ります。」とされている。

- ・ いちき串木野市まち・ひと・しごと創生総合戦略2015における記載

本区域については「西薩中核工業団地を中心に、無償貸与制度の創設や企業誘致補助金の充実により、新規立地や増設を促進し、産業の振興と雇用の創出を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は浜ヶ城工業用地を含み、JR鹿児島本線串木野駅の東側に位置し、食品加工業やそれに関連した運輸交通業の集積がみられる区域である。

これら事業所においては、最近、工場の増設等が行われた他、今後、関連企業の移転も予定されるなど、本市の産業の振興を図る上では重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1923～1955に記載する区域

④ いちき串木野市湊町 (地図: 12 いちき串木野市 重点促進区域図の「北新田農村工業団地」、「外戸用地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

面積は297.37ha程度である。

本区域は北新田農村工業団地、外戸団地を含み、それぞれ、南九州西回り自動車道市来ICか

ら約4km, JR鹿児島本線市来駅から約1.5~2kmと良好なアクセスを有し, 食品関連産業等が立地するなど, 当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため, 設定する。

本区域は, その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園, 特定植物群落, 生物多様性の観点から重要度の高い湿地, シギ・チドリ類渡来湿地, 国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

本区域は農用地区域, 市街化調整区域を含まない。

また, 本区域においては, 令和4年度工場適地調査において, 遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ いちき串木野市都市計画マスタープランにおける記載

本区域については「周辺の住宅環境との調和に努めつつ, 工業地としての土地利用増進を図るとともに(以下, 省略)」とされている。

- ・ いちき串木野市第2次総合計画における記載

本区域については「また, 内陸部は冠岳農村工業団地や民間の空き工場等を活用した企業誘致に努めます。」とされている。

- ・ いちき串木野市まち・ひと・しごと創生総合戦略2015における記載

本区域については「西薩中核工業団地を中心に, 無償貸与制度の創設や企業誘致補助金の充実により, 新規立地や増設を促進し, 産業の振興と雇用の創出を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は北新田農村工業団地, 外戸団地を含み, 食品関連産業等の集積がみられる区域である。

また, 近年では産業用機器メーカーの立地が行われるなど, 産業振興を図る上では重要な区域であることから, 重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1956~1961に記載する区域

⑤ いちき串木野市大里(地図:12 いちき串木野市 重点促進区域図の「大里農村工業団地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

面積は851.19ha程度である。

本区域は大里農村工業団地を含み, 食品関連産業が立地し, 南九州西回り自動車道市来ICのほか, 国道3号線や南薩地区を縦断する国道270号線にも近く, 良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり, 当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため, 設定する。

本区域は, その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園, 特定植物群落, 生物多様性の観点から重要度の高い湿地, シギ・チドリ類渡来湿地, 国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含

まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ いちき串木野市都市計画マスタープランにおける記載

本区域については「周辺の住宅環境との調和に努めつつ、工業地としての土地利用増進を図るとともに（以下、省略）」とされている。

- ・ いちき串木野市第2次総合計画における記載

本区域については「また、内陸部は冠岳農村工業団地や民間の空き工場等を活用した企業誘致に努めます。」とされている。

- ・ いちき串木野市まち・ひと・しごと創生総合戦略2015における記載

本区域については「西薩中核工業団地を中心に、無償貸与制度の創設や企業誘致補助金の充実により、新規立地や増設を促進し、産業の振興と雇用の創出を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は大里農村工業団地を含み、食品関連産業が立地し、南九州西回り自動車道市来ICから約1km、JR鹿児島本線市来駅から約3kmと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の1962～1999に記載する区域

⑥ いちき串木野市冠岳（地図：12 いちき串木野市 重点促進区域図の「冠岳農村工業団地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

面積は725.85ha程度である。

本区域は冠岳農村工業団地を含む区域であり、一部に包装資材等を製造する事業所が立地している。交通アクセスは南九州西回り自動車道串木野ICから約8km、JR鹿児島本線串木野駅から約10kmと良好で、交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含めないが、農用地区域は107ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

イ 関連計画における記載等

- ・ いちき串木野市第2次総合計画における記載
本区域については「また、内陸部は冠岳農村工業団地や民間の空き工場等を活用した企業誘致に努めます。」とされている。
- ・ いちき串木野市まち・ひと・しごと創生総合戦略2015における記載
本区域については「西薩中核工業団地を中心に、無償貸与制度の創設や企業誘致補助金の充実により、新規立地や増設を促進し、産業の振興と雇用の創出を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は冠岳農村工業団地を含む区域であり、一部に包装資材等を製造する事業所が立地している。交通アクセスは南九州西回り自動車道串木野ICから約8km、鹿児島空港から約60kmと良好で、交通インフラが充実した場所でもあり、市としても企業立地を積極的に推進する区域としており、地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の2000～2008に記載する区域

⑦ **いちき串木野市八房** (地図：12いちき串木野市 重点促進区域図の「八房工業用地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

面積は71.1ha程度である。

本区域は八房工業用地を含み、八房川沿いに位置し、地域特性である食品関連産業などが立地し、南九州西回り自動車道串木野ICから約4km、JR鹿児島本線串木野駅から約3kmと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ いちき串木野市都市計画マスタープランにおける記載
本区域については「周辺の住宅環境との調和に努めつつ、工業地としての土地利用増進を図るとともに（以下、省略）」とされている。
- ・ いちき串木野市第2次総合計画における記載
本区域については「また、内陸部は冠岳農村工業団地や民間の空き工場等を活用した企業誘致に努めます。」とされている。
- ・ いちき串木野市まち・ひと・しごと創生総合戦略2015における記載

本区域については「西薩中核工業団地を中心に、無償貸与制度の創設や企業誘致補助金の充実により、新規立地や増設を促進し、産業の振興と雇用の創出を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は八房工業用地を含み、市の特産品である冷凍マグロ加工場や特殊機器製造工場などが立地する区域である。また、南九州西回り自動車道串木野ICと市来ICの中間に位置する良好なアクセスを有し、立地企業においては今後、新たな事業拡大も予定されているなど、市の産業振興を図る上では重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の2009～2043に記載する区域

⑧ いちき串木野市照島 (地図：12いちき串木野市 重点促進区域図の「照島工業用地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

面積は108.35ha程度である。

本区域は照島工業用地を含み、南九州西回り自動車道串木野ICから約3km、JR鹿児島本線串木野駅から約1.5kmと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、新たな企業立地が見込まれる区域であることから、重点促進区域として設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動物種の生息・生育域)を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ いちき串木野市都市計画マスタープランにおける記載

本区域については「周辺の住宅環境との調和に努めつつ、工業地としての土地利用増進を図るとともに(以下、省略)」とされている。

- ・ いちき串木野市第2次総合計画における記載

本区域については「また、内陸部は冠岳農村工業団地や民間の空き工場等を活用した企業誘致に努めます。」とされている。

- ・ いちき串木野市まち・ひと・しごと創生総合戦略2015における記載

本区域については「西薩中核工業団地を中心に、無償貸与制度の創設や企業誘致補助金の充実により、新規立地や増設を促進し、産業の振興と雇用の創出を図る。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は照島工業用地を含み、以前は電子部品製造事業所が立地していた区域である。交通インフラについては南九州西回り自動車道串木野ICのほか、国道3号線へのアクセスも良好であ

り、新たな企業立地が見込まれる区域であることから、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の2044に記載する区域

(14) 南さつま市

① 南さつま市加世田内山田 (地図: 13 南さつま市 重点促進区域図の「内山田食肉団地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

面積は1,835ha程度である。

本区域は内山田食肉団地を含むことから、食品関連産業の事業所が立地している。また、市街地からの移動においても国道沿いに位置しており交通インフラが充実した場所であるため、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当と判断し、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は301ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

・ 第3次南さつま市総合振興計画における記載

- ① 「国・県や関係機関と連携し、企業の立地を引き続き推進するとともに、すでに立地している企業の事業規模の拡大を促すため、立地環境の整備をする必要があります」とされている。
- ② 「企業が新たな事業に取り組んでいくためには、企業間の産学官の交流・連携による情報交換、新技術・新製品の開発が必要です」とされている。
- ③ 「市内企業等へ企業訪問を行うなど、経営状況や雇用状況を把握し、必要な支援や情報を提供していくことにより、製造業をはじめとする幅広い業種における新たな事業展開の促進や魅力ある雇用の創出に努めていく必要があります」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は内山田食肉団地を含み、地域の特性である産物等を活用した商品を製造している食品関連産業の事業所が立地し、一定の集積が見られる区域である。

また、市街地からの移動においても国道沿いに位置しており、各企業においてはこれらの地域資源を活用した販売促進活動を積極的に実施するなど、今後も食品関連産業の振興を促進するうえで重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の2045～2141に記載する区域

② 南さつま市加世田宮原（地図：13 南さつま市 重点促進区域図の「宮原工業団地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

面積は150ha程度である。

本区域は宮原工業団地を含み、環境エネルギー、宇宙関連、LED研究、超硬工具など先端的な事業活動を展開する事業所や衣料品を製造する事業所が立地し、市街地からのアクセスも良好な場所であるため、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当と判断し、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は55ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

・ 第3次南さつま市総合振興計画における記載

- ① 「国・県や関係機関と連携し、企業の立地を引き続き推進するとともに、すでに立地している企業の事業規模の拡大を促すため、立地環境の整備をする必要があります」とされている。
- ② 「企業が新たな事業に取り組んでいくためには、企業間の産学官の交流・連携による情報交換、新技術・新製品の開発が必要です」とされている。
- ③ 「市内企業等へ企業訪問を行うなど、経営状況や雇用状況を把握し、必要な支援や情報を提供していくことにより、製造業をはじめとする幅広い業種における新たな事業展開の促進や魅力ある雇用の創出に努めていく必要があります」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は宮原工業団地を含み、環境エネルギー、宇宙関連、LED研究、超硬工具など先端的な事業活動を展開する事業所や衣料品を製造する事業所が立地し、一定の集積が見られる区域である。

また、市街地からのアクセスも良好な場所であるため、各企業においては新商品開発や事業規模及び販路拡大を積極的に実施するなど、今後も地域経済の活性化を促進するうえで重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の2142～2177に記載する区域

③ **南さつま市笠沙町赤生木** (地図: 13 南さつま市 重点促進区域図の「潟南工業団地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

面積は1,514ha程度である。

本区域は潟南工業団地を含み、大型パネル筐体及び制御盤製作を主たる事業とする事業所が立地し、市街地からのアクセスにおいても通行利便性の高い場所であるため、当該区域において地域牽引事業を重点的に促進することが適当と判断し、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動物種の生息・生育域)を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は325ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

・ 第3次南さつま市総合振興計画における記載

- ① 「国・県や関係機関と連携し、企業の立地を引き続き推進するとともに、すでに立地している企業の事業規模の拡大を促すため、立地環境の整備をする必要があります」とされている。
- ② 「企業が新たな事業に取り組んでいくためには、企業間の産学官の交流・連携による情報交換、新技術・新製品の開発が必要です」とされている。
- ③ 「市内企業等へ企業訪問を行うなど、経営状況や雇用状況を把握し、必要な支援や情報を提供していくことにより、製造業をはじめとする幅広い業種における新たな事業展開の促進や魅力ある雇用の創出に努めていく必要があります」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は潟南工業団地を含み、大型パネル筐体及び制御盤製作を主たる事業とする事業所が立地している。

また、市街地からのアクセスにおいても通行利便性の高い場所であるため、企業においては新商品開発や事業規模及び販路拡大を積極的に実施するなど、今後も地域経済の活性化を促進するうえで重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の2178～2181に記載する区域

(15) **志布志市**

志布志市志布志町安楽・松山町新橋 (地図: 14 志布志市 重点促進区域図参照)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

本区域は志布志港の後背地にあり、かつ、東九州自動車道や都城志布志道路と直結する臨港道路が整備中であり、今後、飛躍的に交通アクセスが向上することが見込まれる。

また、志布志港においては、国際バルク戦略港湾関連事業が本格化し、事業が完了すれば、パナマックス級の船舶も貨物満載で接岸可能になる。

さらに、定期航路も拡充が図られ、貨物取扱量の増加とともに、今後、地域特性である農産物等の輸送・輸出も、より一層、活発化することが見込まれる。

このことから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は約225ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域には令和5年度までに約20haの工業団地を整備し、企業への分譲を行い、今後は、高規格道路の沿線となっている内陸部も志布志港周辺を中心とした臨海エリアと一体的に開発することも必要であることから、都城志布志道路等のインターチェンジ付近に工業団地を整備する計画としている。

イ 関連計画における記載等

- ・ 第2次志布志市総合振興計画後期基本計画における記載

本区域を含む区域については、「臨海工業団地や志布志港若浜地区の港湾関連用地への企業立地の促進及び地場産業の振興に努め、新たな雇用の創出を図ります。」とされている。

- ・ 第2期志布志市まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

本区域を含む区域については、「新たな雇用の創出と産業の活性化を図るため、工業団地の拡充を含めた企業誘致の取組を強化します。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該地域は、志布志港、または、志布志市臨海工業団地を含む地域と臨海工業団地と一体的に開発する計画がある地域であり、志布志港からの飼料原料の保管、周辺地域の農作物の保管をする物流企業の集積が図られており、この地域において、農作物等を保管する一大物流拠点が形成されてきている。

また、志布志港周辺においても、食品・物流関連企業等の進出及び設備増設も相次いでおり、今後も益々、コンテナ輸送等を活用した販路開拓も活発になることが想定される。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の2182～2467に記載する区域

(16) 奄美市

奄美市笠利町大字万屋字カリヨ（地図：15 奄美市 重点促進区域図参照）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は12.7ha程度である。

本区域は奄美大島唯一の空の玄関である奄美空港から約3.5kmと良好なアクセスを有する。また、大型クルーズ船の寄港地でもあり、もう一つの物流拠点でもある重要港湾：名瀬港まで約50分(30km)の距離にある。

また、情報通信基盤整備として、本市全域での光ブロードバンド基盤整備を進め、平成30年度末に開通している。

このことから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

・ 奄美市総合計画における記載

本区域を含む笠利地区については、「奄美大島本島内でも平地が多く農業が盛んな地区」とされており、「未利用地について地域経済や市民生活の向上に資する土地利用が図れるよう、有効な活用方策を検討する」とされている。

また、「航路・航空路の充実」として、名瀬港においては「物流の効率化を図るため、整備・改善を促進する」とされている。さらに、国際化対応のため「CIQ(出入国手続き)施設などの整備に関する検討を進める」とされている。

・ 奄美市農業振興計画での記載

「農林業の各種の振興対策を講じつつ『観光立島を目指した多様な産業連携のまちづくり』の構築に取り組む」とされている。

・ 奄美市「攻め」の総合戦略での記載

「世界自然遺産登録による観光客増加を見据え、(中略)奄美大島の自然・歴史・文化を生かした観光立島『奄美大島』のブランド化を図ります」とされている。

また、「IT環境の整備によって離島の不利性を克服し、(中略)多様な働き方を創出します」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、本市において一定面積の平地を確保することができ、かつ、奄美空港や重要港湾である名瀬港へのアクセス面から、交流人口や物流拠点として奄美大島本島内での優位性があるものとする。

LCC就航、世界自然遺産登録への取り組みやメディアでの露出増加により、年間70万人超と過去最多の乗降客数となった奄美大島において、当該区域を農林水産・観光・文化などの地域の特

性を生かすとともに、市内全域での光ブロードバンド整備による情報通信基盤の充実が図られることなど、本区域は地域経済牽引企業の促進が期待されることから、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の2468～2481に記載する区域

(17) 南九州市

① 南九州市穎娃町御領 (地図：16 南九州市 重点促進区域図参照)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は1,114ha程度である。

本区域はJR指宿枕崎線沿線と国道226号線が並列する区域で交通インフラも整っており、食品関連産業である焼酎製造会社が立地・操業している。

当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため区域設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は628.98ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

・ 南九州農業振興地域整備計画における記載

本計画において、「農地については、農業は本市の基幹産業であり、今後とも生産性の向上を図る必要があることから、基盤整備が完了している優良農地等については、その有効利用と保全に努める。」と位置付けている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は御領工業団地を含み、食品関連企業等の積極的な投資により事業を展開している区域である。今後もこれら企業のさらなる設備投資も見込まれ、本市の産業振興に重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

② 南九州市穎娃町別府 (地図：16 南九州市 重点促進区域図参照)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は1,922ha程度である。

本区域はJR指宿枕崎線沿線と国道226号線が並列する区域で交通インフラも整っており、陸上養殖業を営む企業(3社)が立地・操業している。

当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため区域設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は979.55ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 南九州農業振興地域整備計画における記載

本計画において、「農地については、農業は本市の基幹産業であり、今後とも生産性の向上を図る必要があることから、基盤整備が完了している優良農地等については、その有効利用と保全に努める。」と位置付けている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、東シナ海を臨む国道226号沿いの海岸部一帯の地域であり、豊かな水産資源をもとに古くから水産業が盛んで、企業の積極的な投資により事業を展開している区域である。企業のさらなる設備投資も見込まれ、本市の産業振興に重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

③ 南九州市穎娃町上別府(地図:16南九州市重点促進区域図参照)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は2,741ha程度である。

本区域は、指宿スカイライン穎娃インターチェンジから約3kmと良好なアクセスを有する場所で有機肥料製造会社等(3社)が立地・操業している。

当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため区域設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は1,371.07ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 南九州農業振興地域整備計画における記載

本計画において、「農地については、農業の本市の基幹産業であり、今後とも生産性の向上を図る必要があることから、基盤整備が完了している優良農地等については、その有効利用と保全に努める。」と位置付けている

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該区域は、三本松工業団地を含み、食品関連企業等の積極的な投資により事業を展開している区域である。今後もこれら企業のさらなる設備投資も見込まれ、本市の産業振興に重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

④ 南九州市知覧町郡（地図：16 南九州市 重点促進区域図参照）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は2,146ha程度である。

本区域は、知覧地域の中心市街地を形成する区域であり、食品関連の企業や自動機器等を製造する企業等（6社）が立地・操業している。

当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため区域設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は346.39ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 南九州農業振興地域整備計画における記載

本計画において、「農地については、農業は本市の基幹産業であり、今後とも生産性の向上を図る必要があることから、基盤整備が完了している優良農地等については、その有効利用と保全に努める。」と位置付けている

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、知覧手蓑工業団地を含み食品関連の企業や自動機器等を製造する企業等が地域と密着した事業が展開されている区域である。

また、平成29年3月に全線開通した、南薩縦貫道・知覧金山水車のインターチェンジを含む区

域であり、交通アクセスの向上による企業のさらなる設備投資も見込まれ、本市の産業振興に重要な区域であることから、重点促進区域として設定する。

- エ 工場立地特例対象区域の設定
設定なし

⑤ 南九州市知覧町永里 (地図：16 南九州市 重点促進区域図参照)

- ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は1,352ha程度である。

本区域は、南薩縦貫道・知覧金山水車のインターチェンジから約3kmと良好なアクセスを有する場所で、電子関連等の企業(5社)が立地・操業している。

当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため区域設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は201.41ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

- イ 関連計画における記載等

- ・ 南九州農業振興地域整備計画における記載

本計画において、「農地については、農業は本市の基幹産業であり、今後とも生産性の向上を図る必要があることから、基盤整備が完了している優良農地等については、その有効利用と保全に努める。」と位置付けている

- ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、石坂之上工業団地を含み、電子関連等の企業が立地し、これら企業の積極的な投資により事業を展開している区域である。

また、平成29年3月に全線開通した、南薩縦貫道・知覧金山水車のインターチェンジに隣接する区域であり、交通アクセスの向上による企業のさらなる設備投資も見込まれ、本市の産業振興に重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

- エ 工場立地特例対象区域の設定
設定なし

⑥ 南九州市川辺町清水 (地図：16 南九州市 重点促進区域図参照)

- ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は1,094ha程度である。

本区域は、南薩縦貫道路・南九州川辺インターチェンジから約3kmと良好なアクセスを有する場所で、精密金属加工等を行う企業（2社）が立地・操業している。

当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため区域設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含めないが、農用地区域は93.98ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 南九州農業振興地域整備計画における記載

本計画において、「農地については、農業は本市の基幹産業であり、今後とも生産性の向上を図る必要があることから、基盤整備が完了している優良農地等については、その有効利用と保全に努める。」と位置付けている

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、田代工業団地、清水工業団地を含み、精密金属加工等を行う企業が立地し、これら企業の積極的な投資により事業を展開している区域である。

また、平成29年3月に全線開通した、南薩縦貫道・南九州川辺インターチェンジに隣接する区域であり、交通アクセスの向上による企業のさらなる設備投資が見込まれるなど、本市の産業振興に重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

⑦ 南九州市川辺町神殿（地図：16南九州市 重点促進区域図参照）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は1,793ha程度である。

本区域は南薩縦貫道路・神殿インターチェンジを含む区域であり、今後、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが見込まれることから区域設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含めないが、農用地区域は115.81ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 南九州農業振興地域整備計画における記載

本計画において、「農地については、農業は本市の基幹産業であり、今後とも生産性の向上を図る必要があることから、基盤整備が完了している優良農地等については、その有効利用と保全に努める。」と位置付けている

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、平成29年3月に全線開通した、南薩縦貫道・南九州神殿インターチェンジを含む区域であり、交通アクセスの向上による新たな企業の進出が見込まれるなど、本市の産業振興に重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

⑧ 南九州市川辺町野崎（地図：16 南九州市 重点促進区域図参照）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は1,032ha程度である。

本区域は、南薩縦貫道路・川辺インターチェンジを含む区域であり、今後、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが見込まれることから区域設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は62.94ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 南九州農業振興地域整備計画における記載

本計画において、「農地については、農業は本市の基幹産業であり、今後とも生産性の向上を図る必要があることから、基盤整備が完了している優良農地等については、その有効利用と保全に努める。」と位置付けている

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、平成29年3月に全線開通した、南薩縦貫道・南九州川辺インターチェンジを含む区域であり、交通アクセスの向上による新たな企業の進出が見込まれるなど、本市の産業振興に重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

- エ 工場立地特例対象区域の設定
設定なし

(18) 伊佐市

① 伊佐市大口宮人, 下殿 (地図: 17 伊佐市 重点促進区域図参照)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

面積は1,594.4ha程度である。

本区域は下殿工業団地を含み、ルアー製造業、耐震金具等製造業、電子部品製造業、食品関連の企業が立地している。また、九州自動車道インターまで20kmであり、鹿児島空港まで34kmと交通アクセスも良好で、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は258ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

・ 伊佐農業振興地域整備計画における記載

農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策として、「本市の企業は零細経営が多くを占めているが、高速交通時代の到来に伴い、主要幹線道路の整備と関係交通体系の整備を進め、魅力ある定住・労働環境づくり、若者の定着化を促進するとともに、既存の工業団地の整備を進め、優良企業の受入れ体制にも万全の対策を講じる。企業誘致については、各地の情報提供や協力を得ながら企業誘致活動を展開するとともに、誘致企業への優遇措置制度の充実を図り、就業機会の確立に努める。また、地域特産物を活かすため、新製品・特産品の開発を促進し、地場産業の振興を図ることにより農業所得の向上、特に若者・中高年層の雇用機会の増大を実現するなど、就業構造改善に努める。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該地区は下殿工業団地を含み、九州自動車道

インターまで20kmで、鹿児島空港まで34kmと交通アクセスも良好であり、地域経済牽引事業の推進が期待される区域であることから、重点促進区域として設定する。

- エ 工場立地特例対象区域の設定
別紙3の2482～2492に記載する区域

② 伊佐市大口牛尾 (地図: 17 伊佐市 重点促進区域図参照)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

面積は754ha程度である。

本区域は電子部品製造業が立地しており、交通アクセスもよく、九州自動車道インターまで25kmで、鹿児島空港まで45kmであり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は90ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

・ 伊佐農業振興地域整備計画における記載

農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策として、「本市の企業は零細経営が多くを占めているが、高速交通時代の到来に伴い、主要幹線道路の整備と関係交通体系の整備を進め、魅力ある定住・労働環境づくり、若者の定着化を促進するとともに、既存の工業団地の整備を進め、優良企業の受入れ体制にも万全の対策を講じる。企業誘致については、各地の情報提供や協力を得ながら企業誘致活動を展開するとともに、誘致企業への優遇措置制度の充実を図り、就業機会の確立に努める。また、地域特産物を活かすため、新製品・特産品の開発を促進し、地場産業の振興を図ることにより農業所得の向上、特に若者・中高年層の雇用機会の増大を実現するなど、就業構造改善に努める。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該地区は牛尾工業団地を含み、電子関連企業が立地している。また、九州自動車道インターまで20kmで、鹿児島空港まで34kmと交通アクセスも良好であり、地域経済牽引事業の推進が期待される区域であることから、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の2493～2572に記載する区域

③ 伊佐市菱刈南浦（地図：17伊佐市 重点促進区域図参照）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

面積は1,289.4ha程度である。

本区域は松峰工業団地を含み、交通アクセスもよく、九州自動車道インターまで13kmで、鹿児島空港まで25kmであり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は297ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域には、令和4年度工場適地調査において、菱刈松峰に約5haが遊休地（未決定面積）として把握されており、遊休地を優先して活用する。

イ 関連計画における記載等

・ 伊佐農業振興地域整備計画における記載

農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策として、「本市の企業は零細経営が多くを占めているが、高速交通時代の到来に伴い、主要幹線道路の整備と関係交通体系の整備を進め、魅力ある定住・労働環境づくり、若者の定着化を促進するとともに、既存の工業団地の整備を進め、優良企業の受入れ体制にも万全の対策を講じる。企業誘致については、各地の情報提供や協力を得ながら企業誘致活動を展開するとともに、誘致企業への優遇措置制度の充実を図り、就業機会の確立に努める。また、地域特産物を活かすため、新製品・特産品の開発を促進し、地場産業の振興を図ることにより農業所得の向上、特に若者・中高年層の雇用機会の増大を実現するなど、就業構造改善に努める。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該地区は松峰工業団地を含み、九州自動車道インターまで13kmで、鹿児島空港まで25kmと交通アクセスも良好であり、地域経済牽引企業の推進が期待される区域であることから、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の2573に記載する区域

④ 伊佐市菱刈重留（地図：17伊佐市重点促進区域図参照）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

面積は203.5ha程度である。

本区域は食品製造業の企業が立地しており、交通アクセスもよく、九州自動車道インターまで15kmで、鹿児島空港まで32kmであり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は54ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握さ

れていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 伊佐農業振興地域整備計画における記載

農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策として、「本市の企業は零細経営が多くを占めているが、高速交通時代の到来に伴い、主要幹線道路の整備と関係交通体系の整備を進め、魅力ある定住・労働環境づくり、若者の定着化を促進するとともに、既存の工業団地の整備を進め、優良企業の受入れ体制にも万全の対策を講じる。企業誘致については、各地の情報提供や協力を得ながら企業誘致活動を展開するとともに、誘致企業への優遇措置制度の充実を図り、就業機会の確立に努める。また、地域特産物を活かすため、新製品・特産品の開発を促進し、地場産業の振興を図ることにより農業所得の向上、特に若者・中高年層の雇用機会の増大を実現するなど、就業構造改善に努める。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該地区は重留地区用地を含み、周辺に食品製造業の企業が立地しており、九州自動車道インターまで15kmで、鹿児島空港まで32kmと交通アクセスも良好であり、地域経済牽引企業の推進が期待される区域であることから、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の2574に記載する区域

(19) 始良市

① 始良市平松（地図：18 始良市 重点促進区域図参照）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は1,647.39ha程度である。

本区域は、地域特性である食品関連産業を含む製造事業所（7社）、物流の事業所（9社）が立地し、始良インターチェンジからも約1.6kmと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は28ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 始良市都市計画マスタープランにおける記載

平松区域は、「立地している工業・物流施設の操業環境を維持するとともに、空閑地については都市基盤の整備と工業・物流施設の立地を誘導します。」とされている。

・ 始良市農業振興地域整備計画における記載

「当地区の農用地は、思川水系に属し、鹿児島市と隣接する平野部に水田があるが、大部分は標高約400mにある採草放牧地となっている。今後も現況用途での土地利用を図る」とされている。

・ 始良市総合戦略における記載

「魅力ある就労機会を創出するためにも、新たな産業の構築や誘致にも注力し、雇用・労働環境の向上に努めます。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該区域は平松物流用地及び平松工業団地を含み、県の中央に位置し、県内各地域からアクセスが良いことから、県内産の農産物等をはじめとした地域資源等が多く集積し、それを活用した商品・製品等を製造及び物流している企業の一定の集積（16社）が見られる。

各企業においては、県内各地から集められた地域資源等を、この区域で製造し、県内外への販路を拡大している。始良インターチェンジに近いことから、製造、物流及び卸売等の複合化が可能となり、企業における事業の効率化が図られている。地域経済牽引事業の推進に当たり、重要な区域であるため、重点区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の2575～2671に記載する区域

② 始良市加治木町木田，加治木町反土，加治木町港町（地図：18 始良市 重点促進区域図参照）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は944.41ha程度である。

本区域は、地域特性である食品関連産業を含む製造事業所や物流の事業所が立地している。また、5,000トン級の貨物船が着岸できる岸壁を擁する加治木港や県の中央に位置する地理的優位性を最大限活かすことのできる加治木インターチェンジ及び南九州のハブとなる加治木ジャンクションからも約3.6km～約1.6kmと良好なアクセスを有するなどの交通インフラが充実した場所であり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園，特定植物群落，生物多様性の観点から重要度の高い湿地，シギ・チドリ類渡来湿地，国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は59ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 始良市都市計画マスタープランにおける記載

本区域は、「立地している工業・物流施設の操業環境を維持するとともに、工業・物流施設を誘導します。」とされている。

また、「商業・業務機能やレクリエーション機能等、多様な機能立地の可能性を検討し、都市基盤の整備と適正な土地利用誘導を図ります。」とされている。

- ・ 始良市農業振興地域整備計画における記載

本区域は、「網掛川水系及び宇曾ノ木川水系に属する農用地おおよそ59haでその大半が水田となっている。今後は、農地の集積・集約を進め、効率的で安定的な農用地としての利用を図る」とされている。

- ・ 始良市総合戦略における記載

「魅力ある就労機会を創出するためにも、新たな産業の構築や誘致にも注力し、雇用・労働環境の向上に努めます。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該区域は、須崎地区公共用地を含み、県の中央で県内各地域からアクセスが良いことから、県内産の農産物等をはじめとした地域資源が多く集積し、それを活用した商品・製品等を製造及び流通している企業等の一定の集積が見られる。

各企業においては、県内各地から集められた地域資源を、この区域で製造し、県内外への販路を拡大している。5,000トン級の貨物船が着岸できる岸壁を擁する加治木港や、加治木インターチェンジと南九州のハブとなる加治木ジャンクションが約3.6km～約1.6kmと近いことから、製造、物流及び卸売等の複合化が可能となり、企業における事業の効率化が図られることから、重要な区域であり重点区域として設定する。また、今後において、そうした企業の進出も予定されている。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の2672～2773に記載する区域

(20) 三島村

設定なし

(21) 十島村

設定なし

(22) さつま町

さつま町時吉、湯田、田原（地図：19 さつま町 重点促進区域図参照）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は、1106.70ha程度である。

本区域は金属加工、自動車部品製造関連産業等の事業所（10社）が立地し、鹿児島空港から車

で約40分、横川インターチェンジまで車で約30分と良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は354ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域には、令和4年度工場適地調査において、約3.5haが遊休地（未決定面積）として把握されており、遊休地を優先して活用する。

イ 関連計画における記載等

- ・ さつま町まち・ひと・しごと創生総合戦略における記載

「立地企業に対する助成制度の拡充や企業誘致に係る基礎調査を実施するとともに、金融機関のネットワークを活用し、情報収集やPR活動を推進することにより、産業基盤の強化を図ります。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

当該区域内は、倉内工業団地や田原工業団地を含み、金属加工、自動車部品製造関連産業等の事業所等製造業が集積している。また、鹿児島空港から車で約40分、横川インターチェンジまで車で約30分と良好なアクセスを有するなど、交通インフラが充実した場所でもあり、地域経済牽引事業の推進が期待される区域であるため、重点促進地域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

(23) 長島町

設定なし

(24) 湧水町

- ① 湧水町米永字川蔭、字平川、字久須山、字大坪、木場字川影、字池迫、字水窪、字木場原（地図：20 湧水町 重点促進区域図の「霧島くりの工業団地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は159.62ha程度である。

本区域は霧島くりの工業団地を含み、九州自動車道栗野インターチェンジからも近く、良好なアクセスを有し、交通インフラが充実した場所でもあることから、地域経済牽引事業を重点的に促進していきたいため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含

まない。

なお、本区域に農用地区域は含めないが、農用地区域は 18ha 程度存在している。市街化調整区域は含まない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 湧水町農業振興地域整備計画書における記載

米永地区については、「水稻、畜産、花き等の複合経営が主であり、今後もそれを踏襲した土地利用を推進する。」とされている。

また、木場地区については、「広大な畑地帯と採草地帯が展開されている区域である。畑の整備については遅れているが、農免道路、過疎基幹農道整備事業等による農道整備を先行させた上で畑の整備を図り、茶、酪農、飼料作物等を組み合わせた複合経営における土地利用の確立を図る」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は霧島くりの工業団地を含み、鹿児島空港や九州自動車道の栗野 IC、JR 肥薩線の栗野駅に近く、交通インフラが充実している区域である。町としても積極的に企業立地を推進している区域であることから、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の2774～3197に記載する区域

② 湧水町木場字花ノ木、宇踏切（地図：20 湧水町 重点促進区域図の「栗野工業高校跡地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は 27.16ha 程度である。

本区域は栗野工業高校跡地に木材住宅の製造等を行う事業所が立地しており、九州自動車道栗野インターチェンジからも近く、良好なアクセスを有し、交通インフラが充実した場所でもあることから、地域経済牽引事業を重点的に促進していききたいため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含めないが、農用地区域は 7ha 程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 湧水町農業振興地域整備計画書における記載

木場地区については、「広大な畑地帯と採草地帯が展開されている区域である。畑の整備に

については遅れているが、農免道路、過疎基幹農道整備事業等による農道整備を先行させた上で畑の整備を図り、茶、酪農、飼料作物等を組み合わせた複合経営における土地利用の確立を図る」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は栗野工業高校跡地に木材住宅の製造等を行う事業所が立地しており、鹿児島空港や九州自動車道の栗野 IC、JR 肥薩線の栗野駅に近く、交通インフラが充実している区域である。町としても積極的に企業立地を推進している区域であることから、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の3198～3200に記載する区域

③ 湧水町北方字迫山、宇小屋敷（地図：20 湧水町 重点促進区域図の「北方迫山地区」参照）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は14.48ha程度である。

本区域は半導体製造等の事業所が立地しており、九州自動車道栗野インターチェンジからも近く、良好なアクセスを有し、交通インフラが充実した場所でもあることから、地域経済牽引事業を重点的に促進していきたいため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

・ 湧水町農業振興地域整備計画書における記載

北方地区については、「水稻を中心に、畜産・園芸作物等を組み合わせて複合経営による規模拡大を展開する。また、ほとんどのほ場において集団転作を実施しており、その中で大豆、飼料作物等の作付けを進める」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は半導体製造等の事業所が立地しており、鹿児島空港や九州自動車道の栗野 IC、JR 肥薩線の栗野駅に近く、交通インフラが充実している区域である。町としても本区域において積極的に企業立地を図っており、また、地域経済牽引事業の推進が期待される区域でもあることから、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の3201～3239に記載する区域

④ **湧水町木場字綾織, 宇本城** (地図: 20 湧水町 重点促進区域図の「木場綾織地区」, 「木場本城地区」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は 72.38ha 程度である。

本区域はプラスチック加工等を行う事業所が立地している他, 工場跡地もある。また, 九州自動車道栗野インターチェンジからも近く, 良好なアクセスを有し, 交通インフラが充実した場所でもあることから, 地域経済牽引事業を重点的に促進していきたいため, 設定する。

本区域は, その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園, 特定植物群落, 生物多様性の観点から重要度の高い湿地, シギ・チドリ類渡来湿地, 国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

なお, 本区域に農用地区域は含まないが, 農用地区域は 8ha 程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また, 本区域においては, 令和 4 年度工場適地調査において, 遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

・ 湧水町農業振興地域整備計画書における記載

木場地区については広, 「大な畑地帯と採草地帯が展開されている区域である。畑の整備については遅れているが, 農免道路, 過疎基幹農道整備事業等による農道整備を先行させた上で畑の整備を図り, 茶, 酪農, 飼料作物等を組み合わせた複合経営における土地利用の確立を図る」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域はプラスチック加工等を行う事業所が立地している他, 工場跡地もあり, 鹿児島空港や九州自動車道の栗野 IC, JR 肥薩線の栗野駅に近く, 交通インフラが充実している区域である。町としても本区域において積極的に企業立地を図っており, また, 地域経済牽引事業の推進が期待される区域でもあることから, 重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙 3 の 3240~3258 に記載する区域

⑤ **湧水町米永字荒平** (地図: 20 湧水町 重点促進区域図の「米永荒平地区」参照)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は 34.79ha 程度である。

本区域はプラスチック加工等を行う事業所が立地しており, 九州自動車道栗野インターチェンジからも近く, 良好なアクセスを有し, 交通インフラが充実した場所でもあることから, 地域経済牽引事業を重点的に促進していきたいため, 設定する。

本区域は, その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園, 特定植物群落, 生物多様性の観点

から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域) を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 湧水町農業振興地域整備計画書における記載

米永地区については、「水稻、畜産、花き等の複合経営が主であり、今後もそれを踏襲した土地利用を推進する。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域はプラスチック加工等を行う事業所が立地しており、鹿児島空港や九州自動車道の栗野IC、JR肥薩線の栗野駅に近く、交通インフラが充実している区域である。町としても本区域において積極的に企業立地を図っており、また、地域経済牽引事業の推進が期待される区域でもあることから、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の3259～3265に記載する区域

(25) 大崎町

① 大崎町菱田、神領、益丸、横瀬、仮宿、永吉、井俣(地図:21大崎町重点促進区域図参照)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は4,481ha程度である。

町南西部地区は、幹線道路である国道220号及び国道448号が横断していることから、交通量が多く、地区内には食品関連の企業など誘致企業が多く進出している。また、同地区は、役場や金融機関が設置されている仮宿地区を中心に、菱田、横瀬、永吉地区に地区拠点施設となる公共施設が整備されており、井俣地区においては東九州自動車道大崎インターチェンジが設置されている。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は2,031ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 大崎町第3次総合計画における記載

「重点目標1 働きがいがある、働きやすいしごとをつくとともに、しごとを支えるひとを育てる」の「重点プロジェクト 1-2 おおさき.exe プロジェクト」において、「新技術の導入や SDGs の浸透による企業の経営方針の変化など、今後、劇的に変化する産業に対応できるよう、企業版ふるさと納税制度等を活用し、地域外から地域の成長につながる資金を獲得するとともに、外部人材の活用や企業との連携を深めることで、知見や新技術の導入を図り、新しいしごとの創出による地域産業の成長を促進します。また、商工業に関する支援制度の情報発信を強化するとともに、さらなる地域経済の活性化につながる新規創業への取組を支援します。」とされている。

・ 大崎町総合戦略における記載

「〈基本目標①〉地域の経済循環を高めるしごとを作り、人材を育成する」の「若者に魅力のある職種が地域に少ない」という課題に対して、「大崎システム、ふるさと納税、スポーツ観光といった大崎町の強みから地域内の起業創業を促進し、地域経済を支える新しいビジネスモデルの構築と合わせて、若者を対象とした関係人口の拡大と企業誘致活動の推進を行うとともに、地域内の若者の創業支援を推進していきます。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

町の南西部に位置する同区域は、大隅地域の幹線道路である国道 220 号、448 号が横断し、特に国道 220 号沿線は、促進区域内の農畜産物等を活用した商品を製造している食品関連企業の一定の集積がみられる区域であり、加えて地区内に、東九州自動車道大崎インターチェンジが設置されており、利便性を活かした物流関連企業の進出実績もあることから、地域経済牽引事業の促進が期待される。よって、当該地区を重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の3266～3504に記載する区域

② 大崎町野方（地図：21 大崎町 重点促進区域図参照）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は3,932ha程度である。

同区域については、平成26年度に東九州自動車道野方インターチェンジが設置されたこと、地理的に大隅地域の中心部分にあたることなどから、交通量が増加傾向にある地区となっている。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は572ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

・ 大崎町第3次総合計画

「重点目標1 働きがいがある、働きやすいしごとをつくとともに、しごとを支えるひとを育てる」の「重点プロジェクト 1-2 おおさき.exe プロジェクト」において、「新技術の導入や SDGs の浸透による企業の経営方針の変化など、今後、劇的に変化する産業に対応できるよう、企業版ふるさと納税制度等を活用し、地域外から地域の成長につながる資金を獲得するとともに、外部人材の活用や企業との連携を深めることで、知見や新技術の導入を図り、新しいしごとの創出による地域産業の成長を促進します。また、商工業に関する支援制度の情報発信を強化するとともに、さらなる地域経済の活性化につながる新規創業への取組を支援します。」とされている。

・ 大崎町総合戦略

「〈基本目標①〉地域の経済循環を高めるしごとを作り、人材を育成する」の「若者に魅力のある職種が地域に少ない」という課題に対して、「大崎システム、ふるさと納税、スポーツ観光といった大崎町の強みから地域内の起業創業を促進し、地域経済を支える新しいビジネスモデルの構築と合わせて、若者を対象とした関係人口の拡大と企業誘致活動の推進を行うとともに、地域内の若者の創業支援を推進していきます。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

同区域においては、既に設置された東九州自動車道野方インターチェンジが物流拠点として活用されており、利便性を活かした食品関連産業の誘致が見込まれる地区であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

(26) 東串良町

設定なし

(27) 錦江町

① **錦江町神川字迫** (地図：22 錦江町 重点促進区域図「神川区域」)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

面積は 12.3ha 程度である。

本区域は、廃校跡地を活用した IT 企業等向けのサテライトオフィスがあり、交通のアクセスも国道 269 号線沿いに位置し充実した場所でもあることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園，特定植物群落，生物多様性の観点から重要度の高い湿地，シギ・チドリ類渡来湿地，国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域，市街化調整区域を含まない。

また，本区域においては，令和4年度工場適地調査において，遊休地（未決定面積）は把握さ

れていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 錦江町総合戦略における記載

本区域は、「人工知能等に代表されるコンピュータ及び通信関連等の対象企業の出張事務所や遠隔地でも経営可能な業態の起業希望者への積極的な誘致を促進し、将来的に町内に新たな『利益』を生み出すエンジンとする」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、廃校跡地を活用した IT 企業等向けのサテライトオフィスが整備されている区域であり、今後関連する企業及び起業希望者の誘致を積極的に進めたいと考えている区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙 3 の 3505 に記載する区域

② 錦江町城元字川路ヶ迫頭、錦江町神川字鞍置 (地図：22 錦江町 重点促進区域図「運動公園区域」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

面積は 13.2ha 程度である。

本区域は、地域材を活用した木材加工場が立地し、交通アクセスも国道 269 号線から約 2km に位置した場所であることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は 2ha 程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和 4 年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 錦江町総合振興計画における記載

本区域については、「関係機関と連携を図りながら、企業誘致など商工業の振興に取り組むことが必要」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、地域材を活用した木材加工場が立地し、交通アクセスも国道 269 号線から約 2km に位置した場所にあり、町としても積極的に企業立地を進めたいと考えている区域であるため、

重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の3506, 3507に記載する区域

③ 錦江町田代麓字荒田原 (地図: 22 錦江町 重点促進区域図「大原区域」の区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

面積は29.6ha程度である。

本区域は、地域の特産品である荒茶の製茶工場が立地し、交通アクセスも国道448号線から約2kmに位置した場所であることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は8ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

・ 錦江町総合振興計画における記載

本区域については、「関係機関と連携を図りながら、企業誘致など商工業の振興に取り組むことが必要」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、地域の特産品である荒茶の製茶工場が立地し、交通アクセスも国道448号線から約2kmに位置した場所であり、地域の特産品を活用した新商品開発を積極的に進めたいと考えている区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の3508～3511に記載する区域

(28) 南大隅町

① 南大隅町根占横別府字杉木迫平 (地図: 23 南大隅町 重点促進区域図「横別府農工団地」を含む区域)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は2.19haである。

本区域は横別府農工団地を含み、アパレル関係の企業が立地し、旧根占町市街地に近い場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定す

る。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 南大隅町第2次総合振興計画における記載

「企業誘致による雇用の創出や新たな税収確保などを目指し、引き続き県や事業者など関係者からの情報収集に努めながら、優良企業の誘致活動の強化を図るとともに、企業の受け入れ体制を整備していきます。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は横別府農工団地を含み、アパレル関係企業が立地しており、本町雇用の大きな受け皿となっている。今後の、本町への企業立地を図る上で、重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の3512～3518に記載する区域

② 南大隅町根占山本字脇，字山之河（地図：23 南大隅町 重点促進区域図「旧根占中学校跡地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は、1.86haである。

本区域は町立中学校跡地であり、一部の教室を除き未利用である。

旧根占町市街地に近接している地域でもあり、地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 南大隅町第2次総合振興計画における記載

「企業誘致による雇用の創出や新たな税収確保などを目指し、引き続き県や事業者など関係者からの情報収集に努めながら、優良企業の誘致活動の強化を図るとともに、企業の受け入れ体制を整備していきます。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は町立中学校跡地であり、一部の教室を除き未利用である。

旧根占町市街地に近接し、空き教室等の施設も利用可能であり、また、情報インフラ環境も向上してきており、企業立地も今後促進していくため重要な区域であることから、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

別紙3の3519～3525に記載する区域

③ 南大隅町佐多伊座敷字堀切、字堀切向江（地図：23 南大隅町 重点促進区域図「旧南大隅高校佐多分校跡地」を含む区域）

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は、2.49haである。

本区域は県立高校跡地であり、未利用であり、町としても重点的に企業立地を推進する区域としている。

旧佐多市街地内に有り、地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域（県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域）を含まない。

本区域は農用地区域、市街化調整区域を含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

・ 南大隅町第2次総合振興計画における記載

「企業誘致による雇用の創出や新たな税収確保などを目指し、引き続き県や事業者など関係者からの情報収集に努めながら、優良企業の誘致活動の強化を図るとともに、企業の受け入れ体制を整備していきます。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は県立高校跡地であり、未利用であり、町としても重点的に企業立地を推進する区域としている。

旧佐多町市街地内に位置し、利便性も高いことから、産業立地を促進する上で重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

- エ 工場立地特例対象区域の設定
別紙 3 の 3526～3528 に記載する区域

(29) 肝付町

肝付町波見, 野崎, 新富, 前田, 後田, 宮下, 富山 (地図: 24 肝付町 重点促進区域図参照)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は 1,762.12ha である。

本区域は、従来の企業立地促進法による集積区域であり、かつ肝付都市計画区域である。東九州自動車道に隣接し、国道 220 号・448 号や広域農道等の地域間を結び地域連携軸となる道路交通網を有する地域でもあり、広域幹線交通網へのアクセスに課題を抱える当町において交通アクセスに恵まれた地域ある。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園, 特定植物群落, 生物多様性の観点から重要度の高い湿地, シギ・チドリ類渡来湿地, 国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は 1,487ha 程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本地域においては、令和 4 年度工場適地調査において、遊休地(未定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

- ・ 肝付町都市計画マスタープランにおける記載

「町域の 82.1% 占める森林地域を『森』ゾーンとし、自然との共生、活用による環境共生のまちを形成する。自然環境保全地域が広がる太平洋に面した海沿いの地域を「海」ゾーンとし、海、山、銀河を抱く「海洋性リゾートのまち」を形成する。僅かな平地が広がる当該地域については、「大地」ゾーンと位置づけられており、躍動感あふれる産業と魅力ある都市機能が集積したまちの形成を進める」と位置づけられている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は誘致企業を含めて地元を代表する企業が立地しており、産業振興を図る上で重要な地域である。また、畜産団地や国営による畑地かんがい事業の受益地にも隣接しているため、地場の農畜産物を取り扱う食品関連産業や家畜の糞尿を利用した新エネルギー産業など地域資源を活かした産業の振興を図る区域として重要であるため、重点促進区域として設定する。

- エ 工場立地特例対象区域の設定
設定なし

(30) 中種子町

設定なし

(31) 南種子町

南種子町荃永宇友心汐入, 松原山 (地図: 25 南種子町 重点促進区域図参照)

ア 概況及び公共施設等の整備状況

概ねの面積は61haである。

本区域は、日本最大のロケット発射場である「種子島宇宙センター」を有しており、(株)IHIエアロスペース、川崎重工業(株)、三菱重工業(株)、宇宙技術開発(株)等の国内有数の企業が事業所を展開し、ロケット打上げに関する様々な業務を行っており、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、設定する。

本区域は、その他の環境保全上重要な地域(県立自然公園、特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域)を含まない。

なお、本区域に農用地区域は含まないが、農用地区域は3ha程度存在している。市街化調整区域は含まない。

また、本区域においては、令和4年度工場適地調査において、遊休地(未決定面積)は把握されていない。

イ 関連計画における記載等

・ 過疎地域持続的発展計画における記載

本計画の「産業の振興」における「企業誘致」の取り組みとして「宇宙関連施設の立地を生かした宇宙開発関連企業や特色ある農林水産資源を生かした農林水産物等の企業を受け入れる風土づくりが重要であることから、こうした風土を醸成するため、企業誘致や立地後の支援体制の整備を進める」とされている。

・ トライタウン 南種子町 宇宙・歴史・文化の町 総合戦略における記載

「基本目標1 南種子町における安定した雇用を創出する、施策の基本的方向性」として、「種子島宇宙センターや関連企業、大学と連携した雇用創出等を推進します。」とされている。

ウ 当該区域を重点促進区域として設定した理由

本区域は、日本最大のロケット発射場である「種子島宇宙センター」を有しており、「大型ロケット発射場」、「衛星組立棟」、「衛星フェアリング組立棟」などの設備を有し、ロケットの組み立てから整備、点検、打上げ、人工衛星の最終チェックからロケットへの搭載、打上げ後のロケットの追跡まで一連の作業を行っており、日本の宇宙開発において人工衛星打上げの中心的な役割を果たしている地域である。

今後、海外からの打上げ受注を含め、人工衛星の利用増加が期待されるなど、航空宇宙関連産業の拡大が見込まれることから、国内最大のロケット打上げ施設を有するという他地域にはない強みを活かし、宇宙関連企業集積による本県全域への波及効果の最大化も目指す重要な区域であるため、重点促進区域として設定する。

エ 工場立地特例対象区域の設定

設定なし

(32) 屋久島町
設定なし

(33) 大和村
設定なし

(34) 宇検村
設定なし

(35) 瀬戸内町
設定なし

(36) 龍郷町
設定なし

(37) 喜界町
設定なし

(38) 徳之島町
設定なし

(39) 天城町
設定なし

(40) 伊仙町
設定なし

(41) 和泊町
設定なし

(42) 知名町
設定なし

(43) 与論町
設定なし